

第27回札幌市感染症対策本部会議

1 日時

令和3年4月23日（金） 午後4時30分～

2 場所

本庁舎12階 1号～3号会議室

3 会議次第

- (1) 北海道の取組について
- (2) 札幌市における感染状況等について
- (3) 札幌市における取組について

4 資料

- ・ 第48回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・ 札幌市における感染状況について
- ・ 各局区における取組状況等の報告資料
- ・ 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 4 8 回 本 部 会 議

日時：令和3年4月23日（金）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

(1) 「感染の再拡大防止に向けて」の改訂について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|------|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について |
| 資料4 | 感染の再拡大防止に向けて（案） |
| 資料5 | 感染の再拡大防止に向けて（道案）等に対する主な意見 |
| 資料6 | 経済団体と連携した出勤者数削減の取組について |
| 資料7 | 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内 |
| 資料8 | 道立施設の利用制限について |
| 資料9 | 「子どもたちの命と学びを守る」共同宣言 |
| 資料10 | 留萌振興局の取組 |
| 資料11 | 釧路総合振興局の取組 |

第48回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和3年4月23日(金)
場所: 本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|--|-------------------------------|-----------|
| 北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長) | 知 事 | 鈴木 直 道人 |
| | 副 知 事 | 浦 本 元 亮 |
| | 副 知 事 | 土 屋 俊 介 |
| | 副 知 事 | 中 野 祐 介 |
| 総務部 | 部 長 | 藤 原 俊 之 |
| | 職 員 監 | 若 原 匡 |
| | 危 機 管 理 監 | 永 山 秀 明 |
| 総合政策部 | 部 長 | 濱 坂 真 一 |
| | 知 事 室 長 | 三 橋 剛 |
| | 次 世 代 社 会 戦 略 監 | 中 島 俊 明 |
| | 地 域 振 興 監 | 佐 々 木 徹 彦 |
| 環境生活部 | 交 通 企 画 監 | 柏 木 文 彦 |
| | 部 長 | 森 隆 司 |
| | 東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 | 阪 正 寛 |
| 保健福祉部 | ア イ ヌ 政 策 監 | 佐 藤 則 子 |
| | 部 長 | 三 瓶 徹 弘 |
| | 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 監 | 原 田 朋 栄 一 |
| 経済部 | 少 子 高 齢 化 対 策 監 | 京 谷 栄 一 |
| | 部 長 | 山 岡 庸 邦 生 |
| | 観 光 振 興 監 | 山 崎 雅 修 司 |
| 農政部 | 食 産 業 振 興 監 | 山 口 修 司 |
| | 部 長 | 宮 田 大 子 |
| 水産林務部 | 食 の 安 全 推 進 監 | 横 田 喜 美 子 |
| | 部 長 | 佐 藤 卓 也 |
| 建設部 | 部 長 | 北 谷 啓 幸 弘 |
| | 建 築 企 画 監 | 長 浜 光 聡 |
| 出納局 | 会 計 管 理 者 | 野 村 誠 也 |
| 企業局 | 北 海 道 公 営 企 業 管 理 者 | 佐 々 木 誠 也 |
| 道立病院局 | 病 院 事 業 管 理 者 | 鈴 木 信 寛 |
| 議会事務局 | 事 務 局 長 | 青 木 誠 雄 |
| 北海道教育委員会 | 教 育 局 長 | 小 玉 俊 宏 |
| 北海道警察本部 | 本 部 長 | 小 島 裕 史 |

(地方本部)

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|------------|-----|-----------|
| 空知総合振興局 | 局 長 | 白 石 俊 哉 |
| 石狩振興局 | 局 長 | 濱 田 智 子 |
| 後志総合振興局 | 局 長 | 天 沼 宇 雄 |
| 胆振総合振興局 | 局 長 | 谷 内 浩 史 |
| 日高振興局 | 局 長 | 北 村 英 則 |
| 渡島総合振興局 | 局 長 | 鳴 海 拓 史 |
| 檜山振興局 | 局 長 | 榎 信 彦 |
| 上川総合振興局 | 局 長 | 佐 藤 昌 彦 |
| 留萌振興局 | 局 長 | 宇 野 稔 弘 |
| 宗谷総合振興局 | 局 長 | 辻 井 宏 文 |
| オホーツク総合振興局 | 局 長 | 橋 本 智 史 |
| 十勝総合振興局 | 局 長 | 水 戸 部 裕 |
| 釧路総合振興局 | 局 長 | 菅 原 裕 之 |
| 根室振興局 | 局 長 | 遠 藤 俊 充 |
| 東京事務所 | 所 長 | 加 藤 納 孝 之 |

(オブザーバー)

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|--------------|---------------|-----------|
| 厚生労働省北海道厚生局 | 医 事 課 長 | 民 谷 健 太 郎 |
| 陸上自衛隊北部方面総監部 | 防 衛 課 長 | 田 村 秀 樹 |
| 小樽検疫所 | 次 長 | 八 木 伸 幸 |
| 札幌市保健福祉局 保健所 | 感 染 症 担 当 部 長 | 山 口 亮 明 |
| 一般社団法人北海道医師会 | 事 務 局 長 | 本 田 明 |
| 北海道市長会 | 次 長 | 那 須 秀 昭 |
| 北海道町村会 | 政 務 部 長 | 熊 谷 裕 志 |

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月23日変更）について

| | | |
|-------------------------------|------|--|
| 緊急事態宣言 （緊急事態措置の実施） | 対象区域 | 東京都、京都府、大阪府及び兵庫県 （重点措置区域から除外） |
| | 期 間 | 令和3年4月25日から5月11日（17日間） |
| まん延防止等重点措置を実施すべき <u>区域の追加</u> | 対象区域 | 愛媛県 |
| | 期 間 | 令和3年4月25日から5月11日（17日間） |
| まん延防止等重点措置を実施すべき <u>期間の延長</u> | 対象区域 | 宮城県、沖縄県 |
| | 期 間 | 宮城県：令和3年4月 5日から5月11日まで 沖縄県：令和3年4月12日から5月11日まで |

1

□ 緊急事態宣言区域における取組

| | |
|------------|---|
| 外出の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、<u>日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に、20時以降の不要不急の外出の自粛）</u>、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請 ・住民に対して、<u>感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることの協力を要請</u> ・<u>不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。</u> |
| イベント等の開催制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）</u> |
| 施設の使用制限等 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請（※命令・罰則あり）</u> ・<u>1000㎡以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）</u> ・<u>飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請（※命令・罰則あり）</u> |

2

□ 緊急事態宣言区域における取組

| | |
|----------|--|
| 施設の使用制限等 | <ul style="list-style-type: none">・できる限り全ての飲食店等に対し、<u>休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ</u>・住民に対して、<u>路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起</u>・<u>公立の施設</u>について、<u>宣言期間における閉館や閉園等の検討</u>・<u>鉄道、バス等の交通事業者</u>に対して、<u>平日の終電繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼</u> |
| 職場への出勤等 | <ul style="list-style-type: none">・在宅勤務（テレワーク）、<u>大型連休中の休暇取得の促進等</u>により、<u>出勤者数の7割減</u>・<u>20時以降の勤務の抑制</u> |
| 学校等の取扱 | <ul style="list-style-type: none">・学校等において、<u>感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請</u> |

3

□ まん延防止等重点措置の強化

| | |
|----------|---|
| 外出の自粛 | <ul style="list-style-type: none">・営業時間の<u>変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請</u>・日中も含めた、<u>不要不急の外出・移動の自粛、混在している場所や時間を避けて行動することについて、協力を要請</u>・住民に対して、<u>時短要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力を要請</u>・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、<u>厳に控えるよう促す</u> |
| 施設の使用制限等 | <ul style="list-style-type: none">・飲食店（<u>宅配・テイクアウトを除く。</u>）に対する<u>営業時間の短縮（20時まで）の要請</u>・知事の判断により、<u>飲食店に対して、宣言期間において、酒類の提供を行わないよう要請</u>・知事の判断により、「措置区域」以外の地域において、<u>飲食店等に対する営業時間短縮の要請</u> |

4

□ まん延防止等重点措置の強化

施設の使用制限等

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）に対して、
 - ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ②施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底についての働きかけを徹底
- ・ 路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起
- ・ 交通事業者に対して、宣言期間中は、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

職場への出勤等

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること

学校等の取扱い

- ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛

道内の感染状況等について (案)

【令和3年4月23日】

主な指標の状況

| | 医療提供体制等の負荷 | | | 監視体制 | 感染状況 | | |
|--------------|------------|----------|------------|-----------|------------------------|-----------|------------|
| | 病床全体 | うち重症者用病床 | 療養者数 | 検査陽性率 | 新規感染者数 | 先週1週間との比較 | 感染経路不明割合 |
| 全道 (4/22) | 552床 ↗ | 25床 ↗ | 1127人 ↗ | 3.6% ↗ | 766人/週 (14.4人) ↗ | 1.36 ↗ | 40.7% ↗ |
| うち札幌市内 | 314床 ↗ | 19床 → | 899人 ↗ | 5.3% ↗ | 613人/週 (31.3人) ↗ | 1.47 ↗ | 41.1% ↗ |
| ステージ4基準 | 350床 | 35床 | 796人 | 10% | 796人/週 (15.0人) | 増加 | 50% |
| ステージ3基準 | 250床 | 25床 | 増加 | 増加 | 133人/週 (2.5人) | 増加 | 50% |

※()は10万人あたりの新規感染者数

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

| | 医療提供体制等の負荷 | | | 監視体制 | | 感染の状況 | |
|--------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|-----------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| | ①医療の逼迫具合 | | | ②療養者数 | ③PCR陽性率 | ④新規陽性者数 | ⑤感染経路不明割合 |
| | 入院医療 | | 重症者用病床 | | | | |
| 全道 (4/22) | 確保病床の使用率 30.2% | 入院率 49.0% | 確保病床の使用率 15.4% | 21.2人 | 3.6% | 14.4人 | 40.7% |
| うち 札幌市内 | 71.4% | 34.9% | 38.0% | 46.0人 | 5.3% | 31.3人 | 41.1% |
| ステージⅢ の指標 | 確保病床の使用率 20%以上 | 入院率 40%以下 | 確保病床の使用率 20%以上 | 20人 /10万人以上 | 5%以上 | 15人 /10万人/週以上 | 50%以上 |
| ステージⅣ の指標 | 確保病床の使用率 50%以上 | 入院率 25%以下 | 確保病床の使用率 50%以上 | 30人 /10万人以上 | 10%以上 | 25人 /10万人/週以上 | 50%以上 |

2

最近の感染状況等について①

【全国的な感染の再拡大】

全国的に感染が急速に拡大しており、4月1日に宮城県、大阪府、兵庫県、4月9日に東京都、京都府、沖縄県、さらに4月16日には埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を加え、10都府県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた。また、大都市圏以外の地域でも感染者数の急速な増加が見られている。4月23日、東京都、大阪府、京都府、兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令される見込みとなっている。

【感染状況】

道内の新規感染者数は、4月22日現在、10万人当たり14.4人/週となっており、特に4月20日からは、1日当たりの確認数が100人を超えている。

札幌市においては、全道の感染者数の8割を占め、4月19日には10万人当たり25.2人/週と道の警戒ステージ5(国のステージⅣ)の目安を上回った。4月8日から15日間連続で前週よりも増加し、この期間の後半の4月15日から22日までの7日間で感染者数(7日間合計)が約200人増加するなど、増加速度が速まっている。また、感染しやすいとされる変異株への置き換わりが進んでおり、変異株検査数の約7割が変異株となっている。

感染者の行動履歴では、個人活動や会社、医療・福祉施設など様々な場面での感染が確認されるとともに、感染経路不明割合及び実数も増加しており、市中での感染の広がりが見られる。さらに、基幹受入病院における大規模な集団感染も発生している。

3

最近の感染状況等について②

【医療提供体制】

札幌市内においては、感染者数の増加に伴い、入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続いている。また、基幹受入病院における大規模な集団感染等により、通常医療にも影響が生じるとともに、広域搬送も必要となるなど、医療提供体制は一層厳しい状況となっている。

【今後の対応】

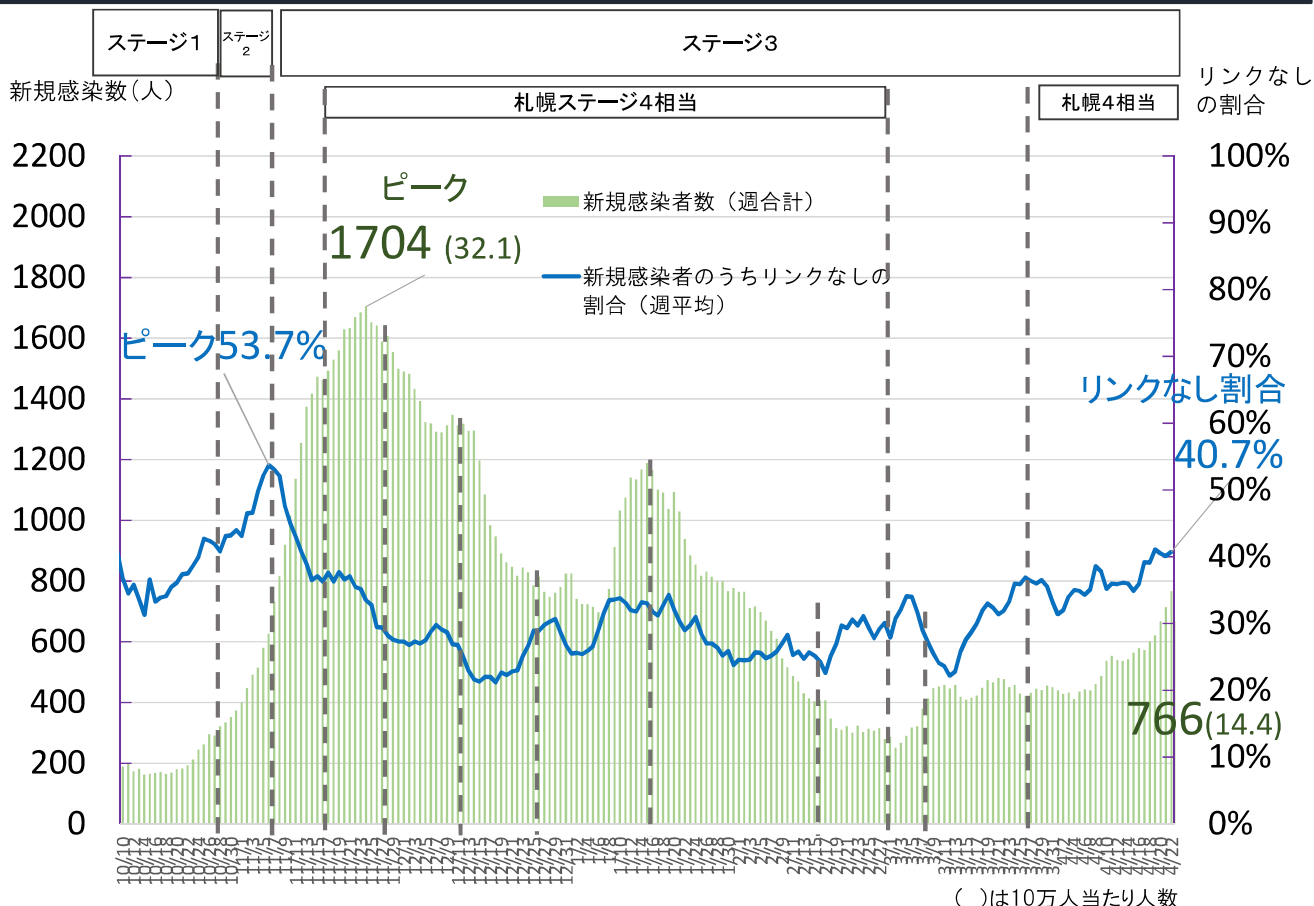
札幌市内において、市中での感染が広がっている状況であり、人の往来が活発な都市構造の札幌市内の感染拡大がそのまま続くと、全道の感染状況にも大きな影響を及ぼすとともに、札幌市に集中している変異株が全道にも広がるおそれがある。

爆発的な感染を防ぎ、医療機能が集積している札幌市内の医療提供体制の負荷を低減させるためにも、人の移動や会食機会が一層活発化するゴールデンウィークを中心に、人と人との接触機会を低減させるより強い措置を講じる必要がある。

また、札幌市以外の地域においても、引き続き、感染防止行動を徹底することが必要。

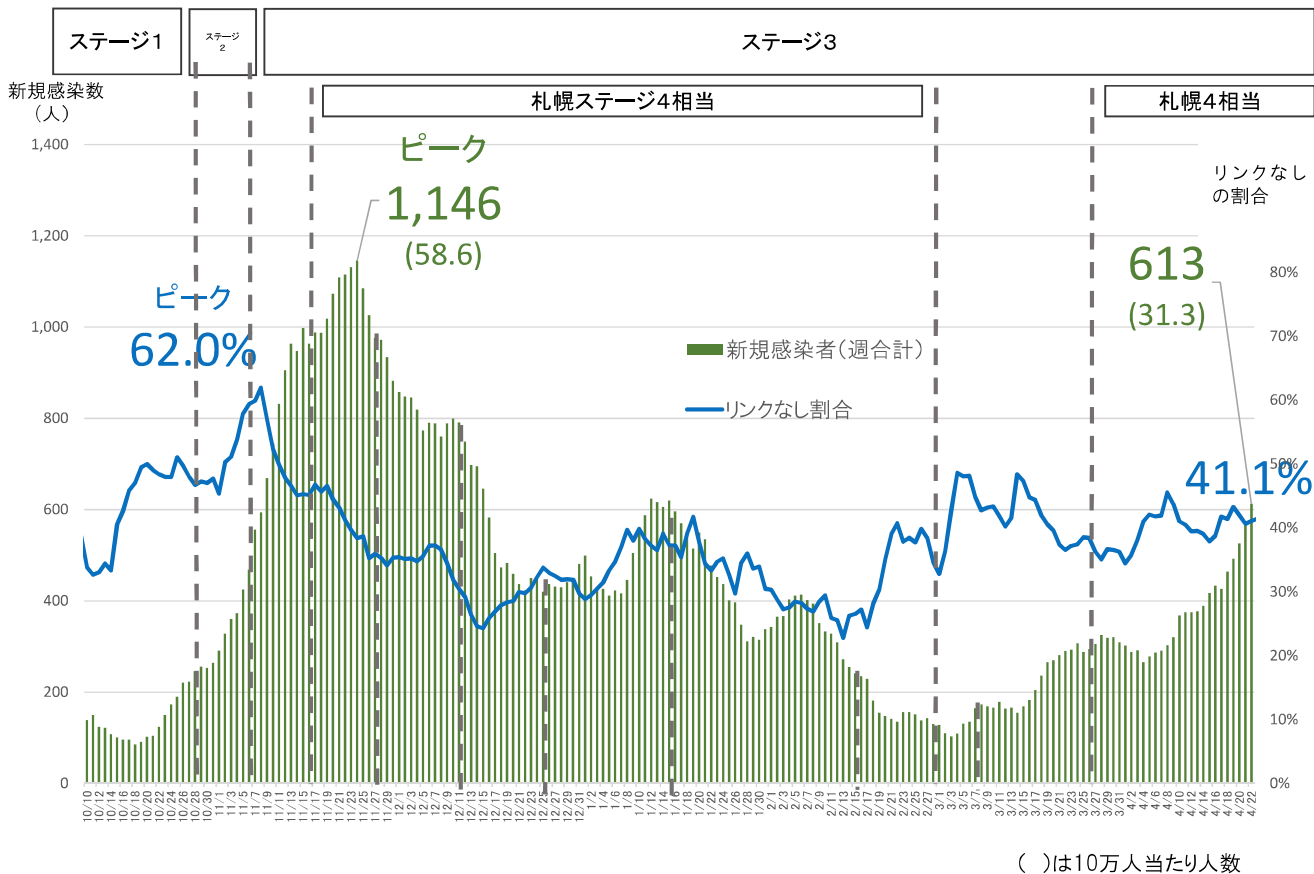
4

感染状況



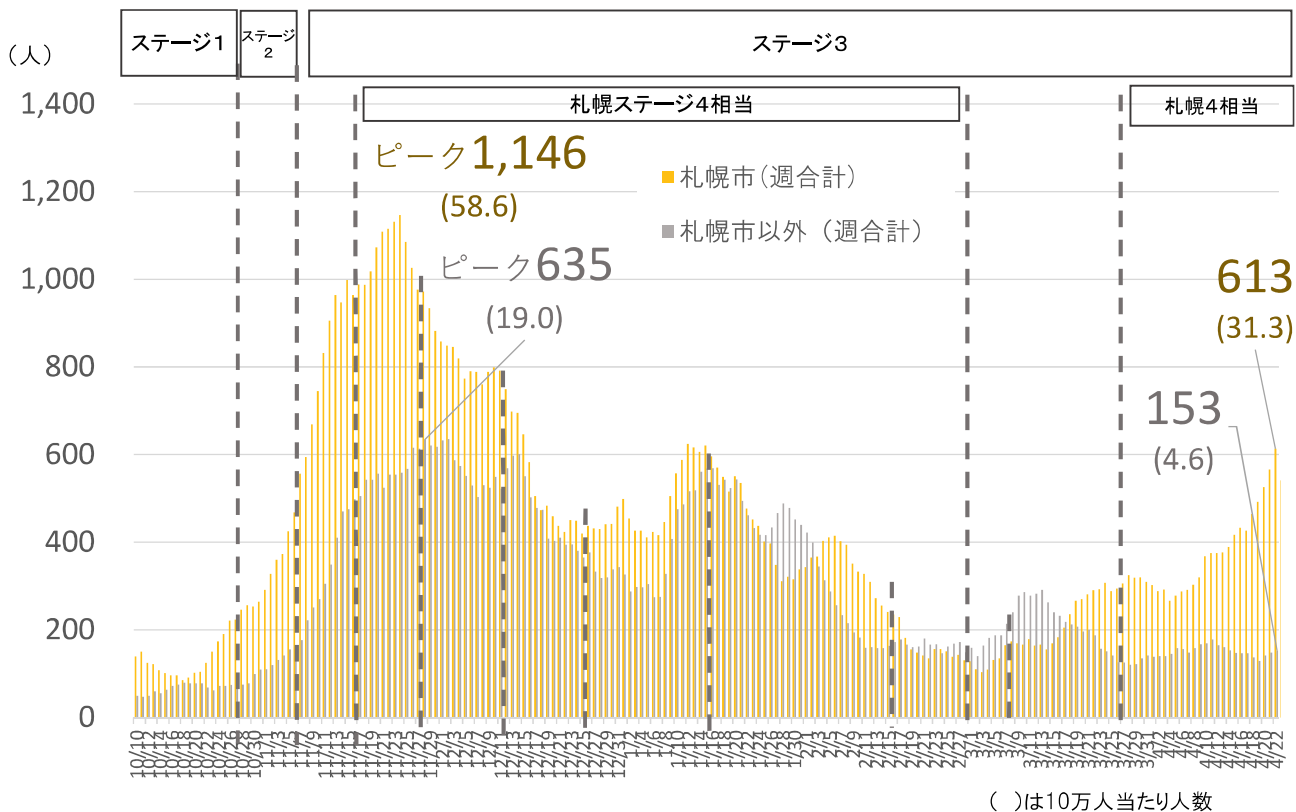
5

札幌市の感染状況



6

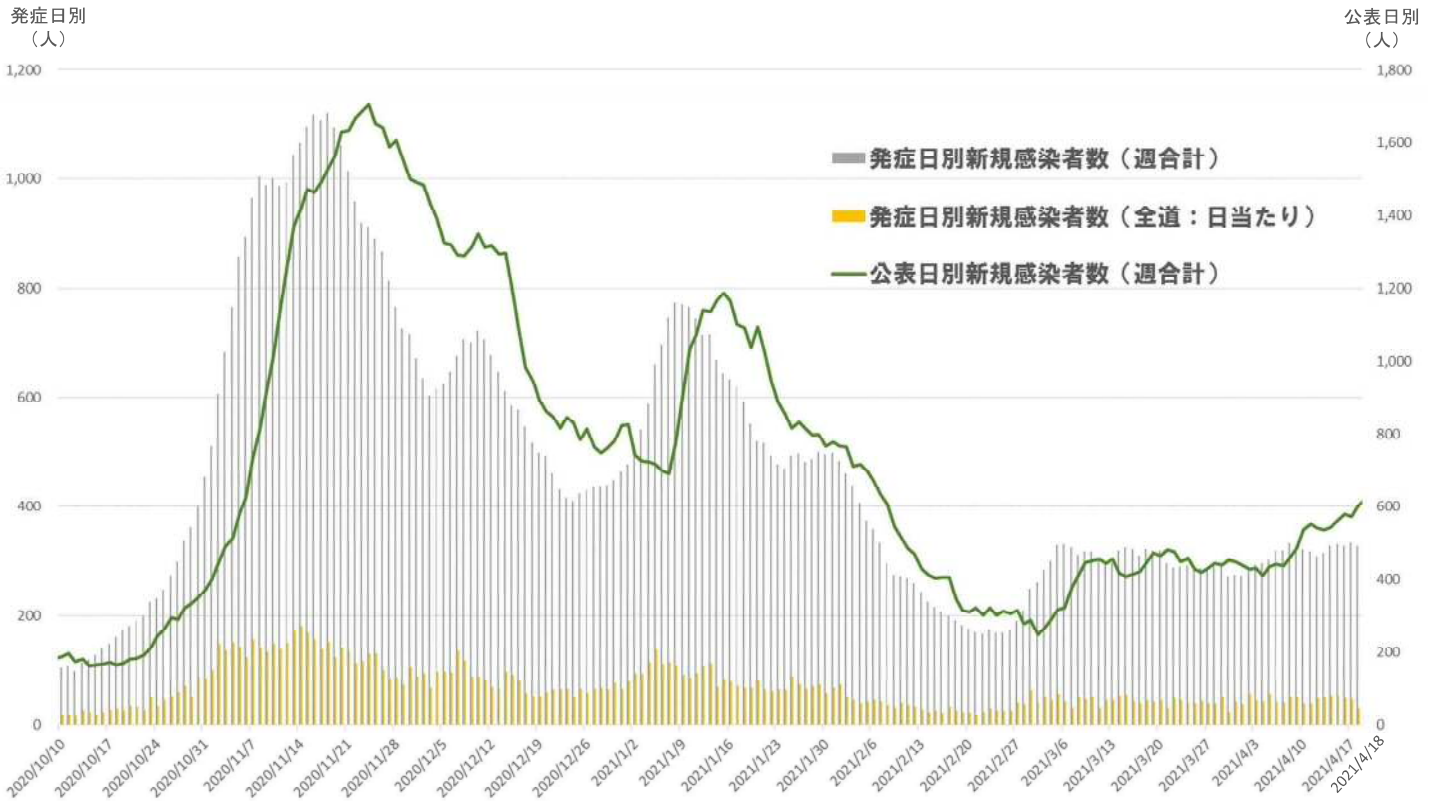
新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

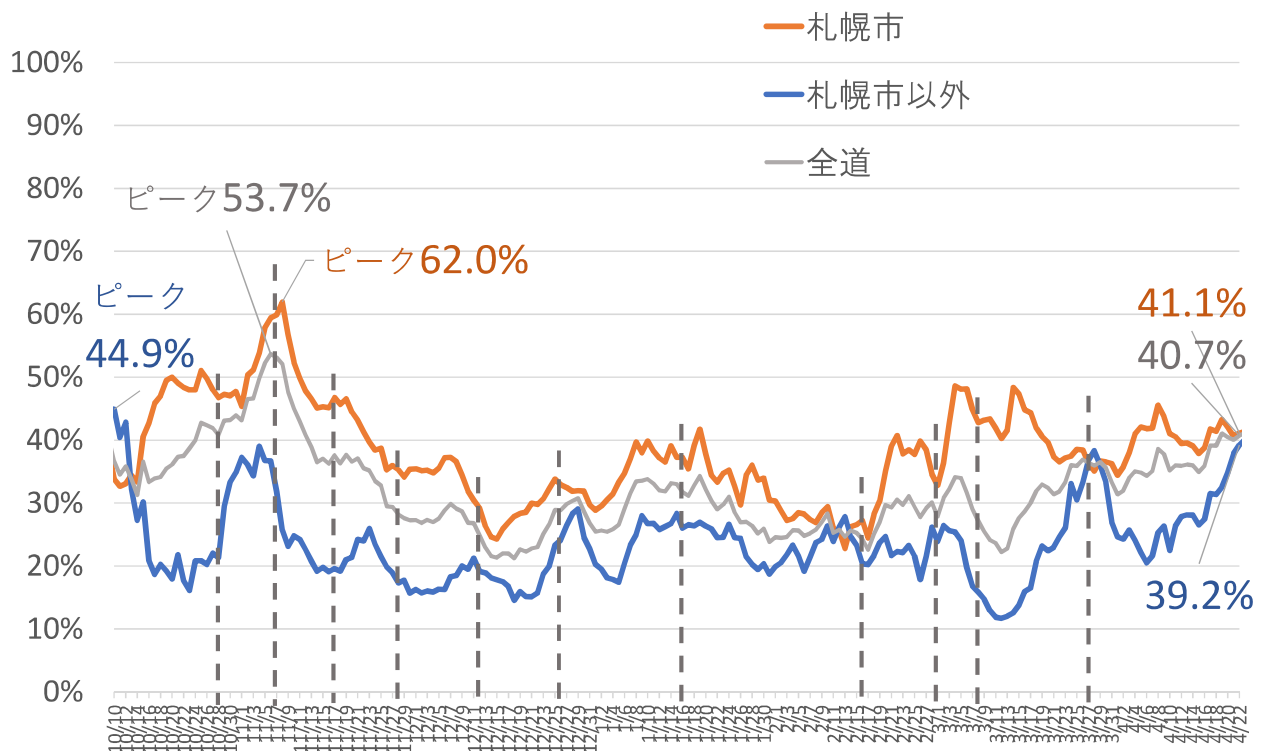
7

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



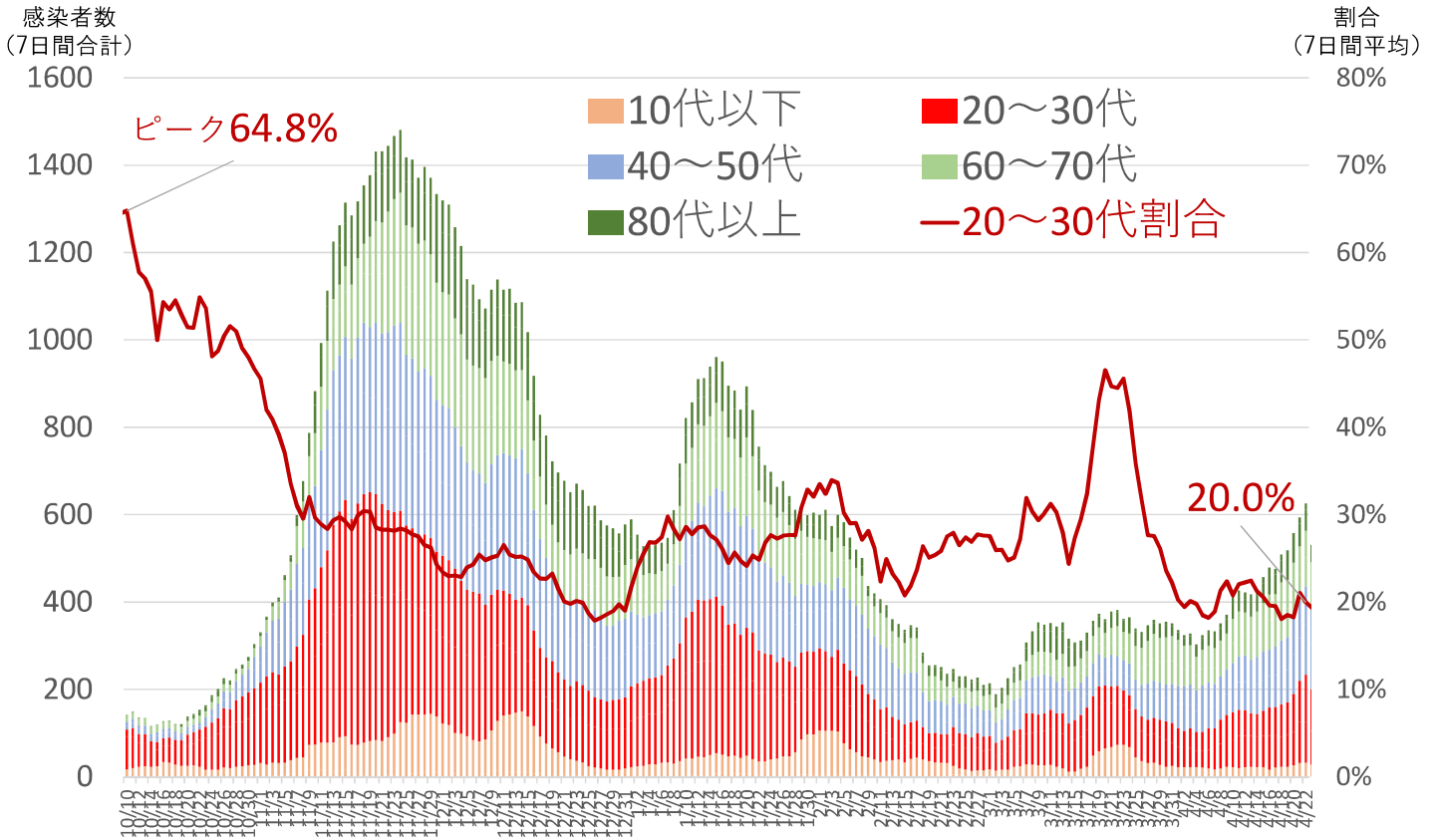
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



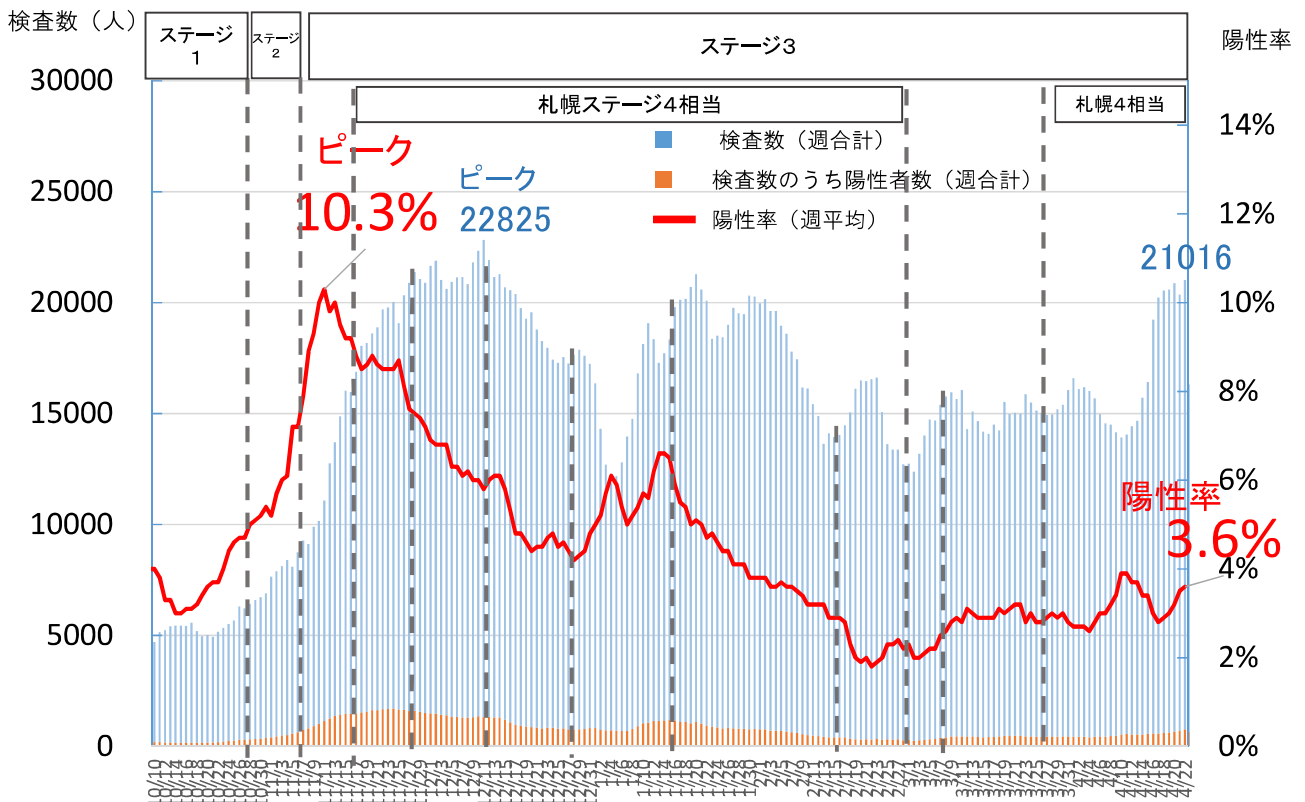
(7日間移動平均)

年代別感染者数と20代～30代の割合

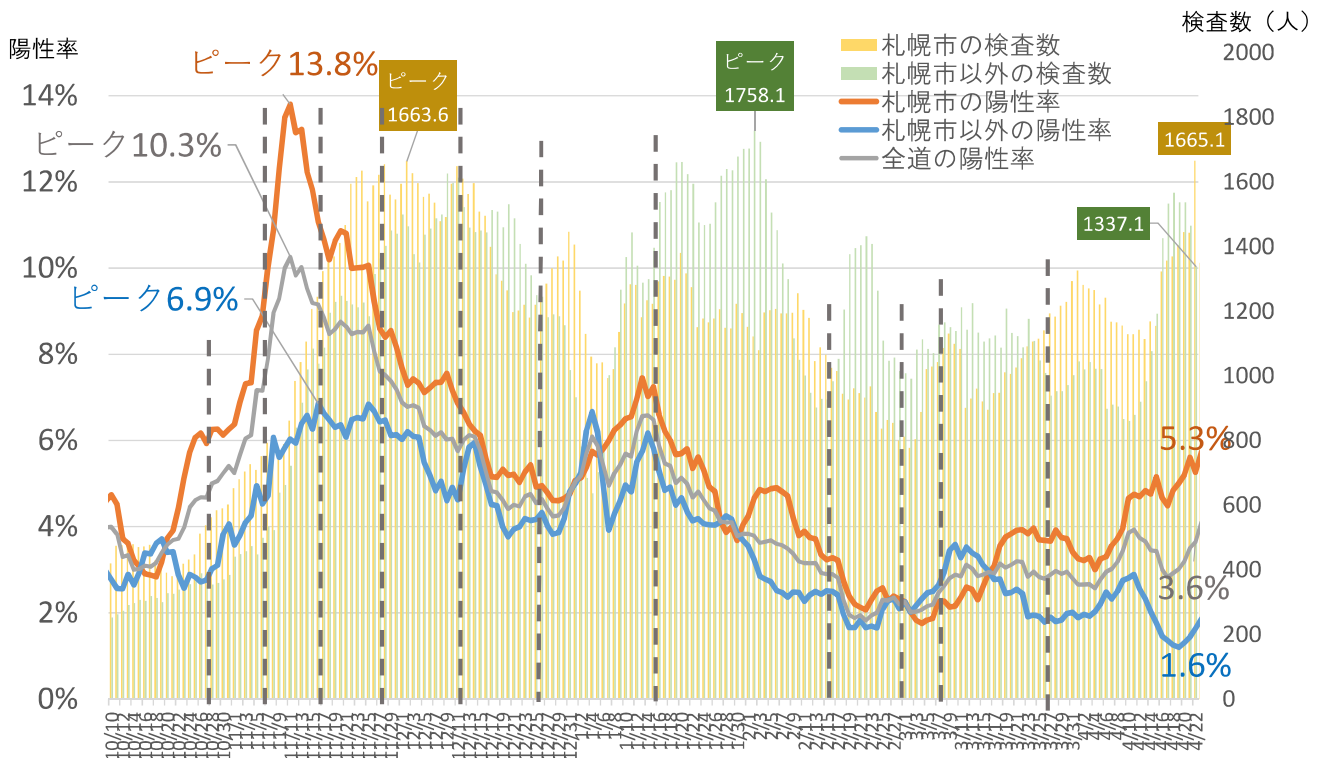


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)



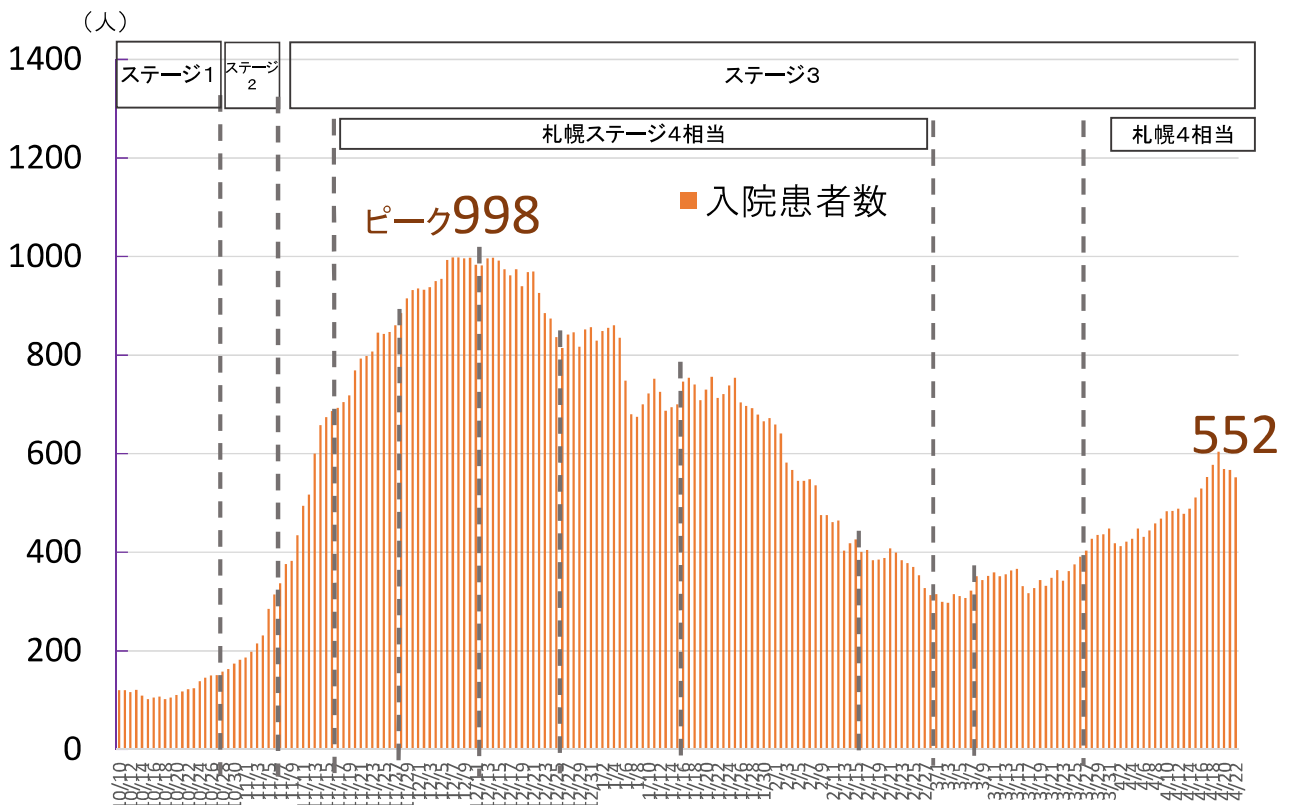
地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



(7日間移動平均)

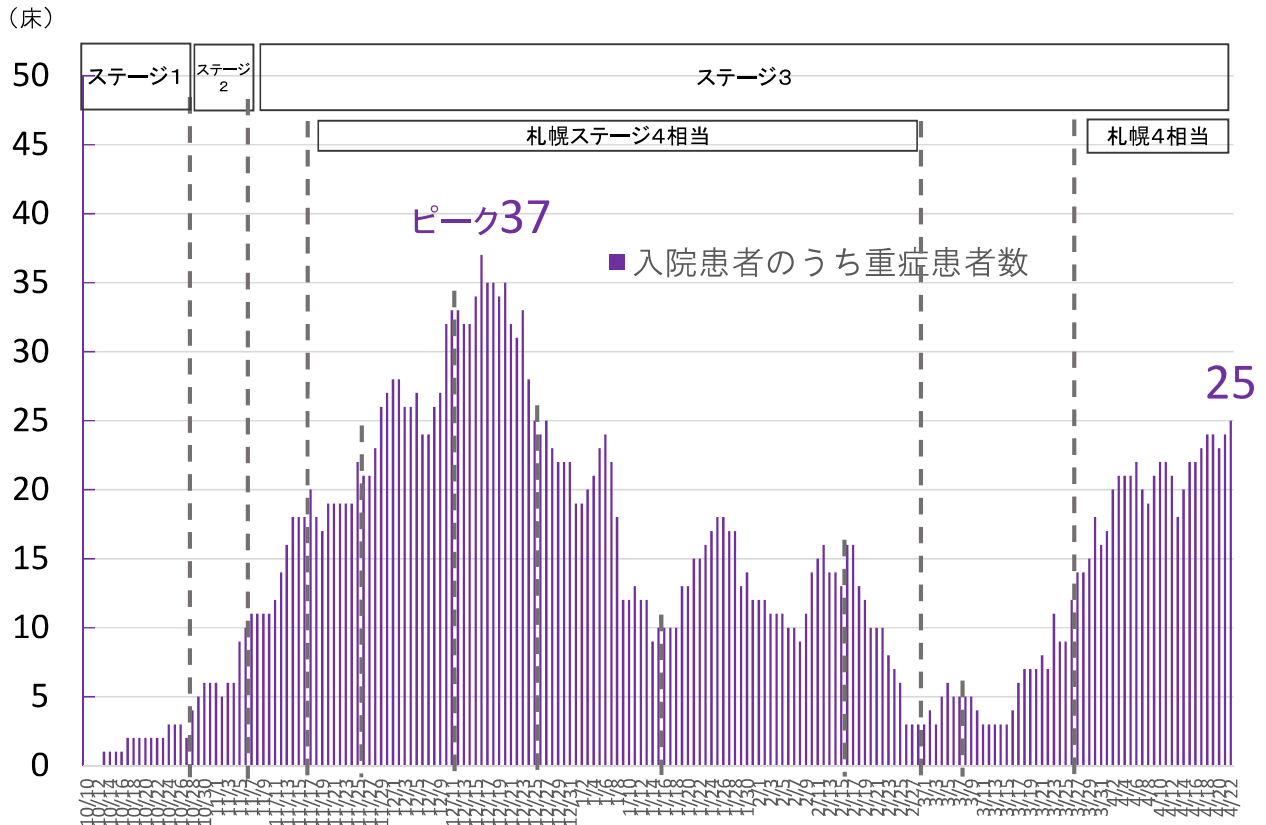
12

医療提供体制等の負荷(病床全体)



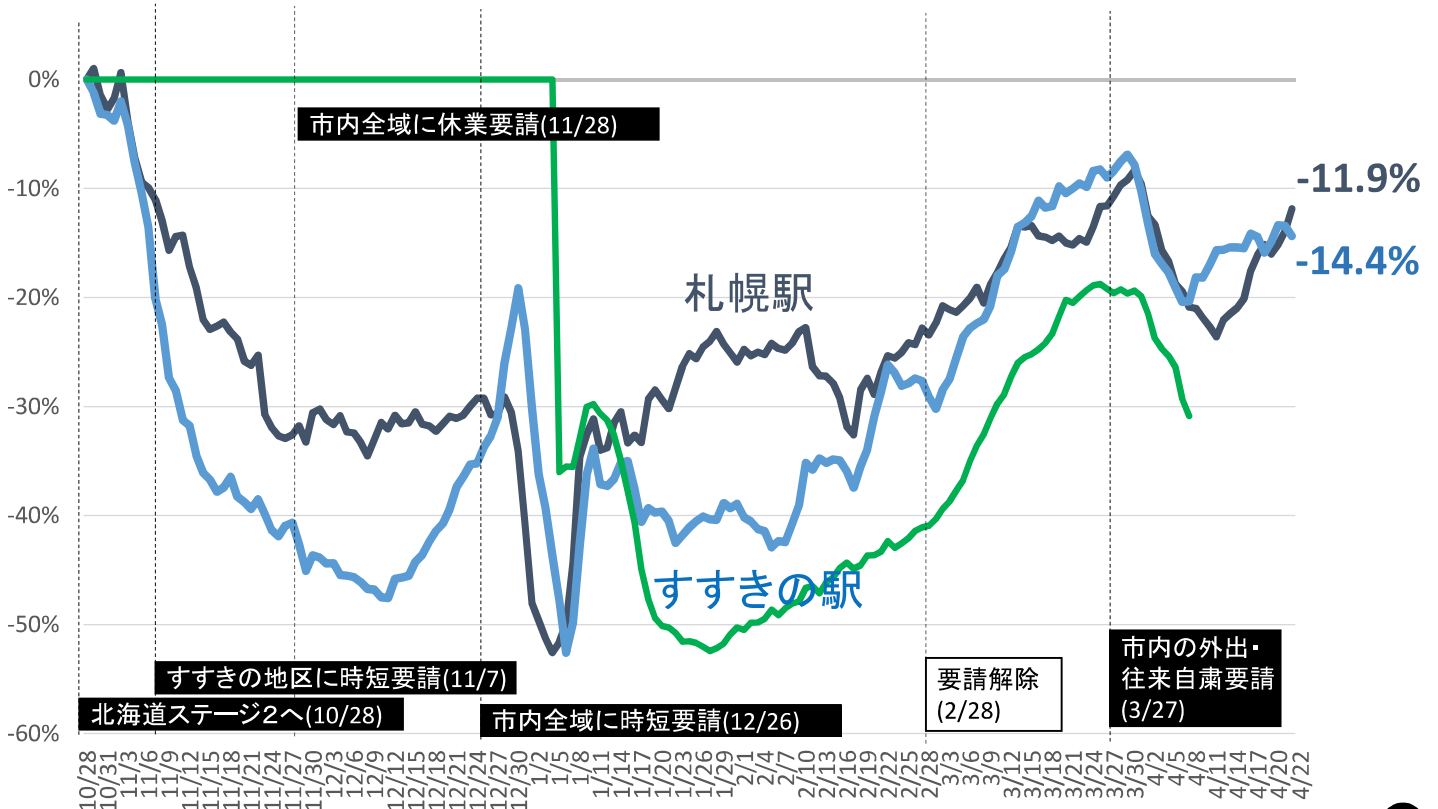
13

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

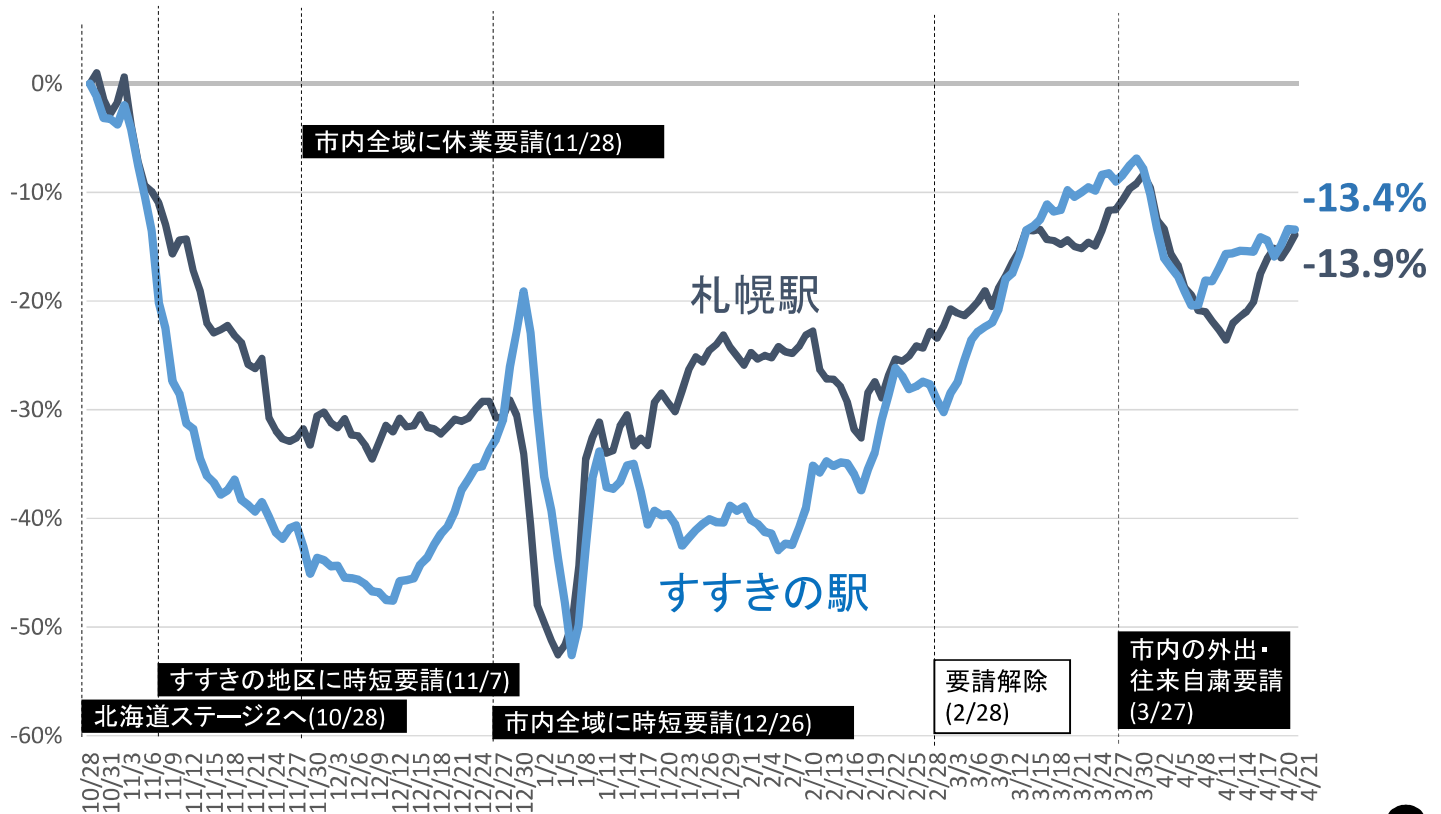
※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

集団感染の発生状況

| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 (4/1~22) |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|
| 医療施設 福祉施設 | 45件 (1572人) | 26件 (679人) | 15件 (294人) | 14件 (294人) | 13件 (289人) |
| 事業所等 | 7件 (143人) | 10件 (109人) | 10件 (103人) | 9件 (110人) | 5件 (47人) |
| 飲食店等 | 7件 (56人) | 15件 (174人) | 5件 (43人) | 8件 (96人) | 11件 (71人) |
| 学校 | 10件 (202人) | 7件 (196人) | 3件 (33人) | 5件 (84人) | 3件 (42人) |
| 合計 | 69件 (1973人) | 58件 (1158人) | 33件 (473人) | 36件 (584人) | 32件 (449人) |

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

| | 4/2～8 | | 4/9～15 | | 4/16～22 | |
|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | 札幌市 | 札幌以外 | 札幌市 | 札幌以外 | 札幌市 | 札幌以外 |
| 医療施設 福祉施設 | 4件 (55人) | 1件 (5人) | 3件 (123人) | — | 3件 (87人) | 1件 (11人) |
| 事業所等 | 1件 (5人) | 1件 (15人) | 2件 (21人) | — | — | 1件 (6人) |
| 飲食店等 | — | 5件 (31人) | — | 3件 (21人) | 1件 (5人) | 2件 (14人) |
| 学校 | — | — | — | — | 3件 (42人) | — |
| 合計 | 5件 (60人) | 7件 (51人) | 5件 (144人) | 3件 (21人) | 7件 (134人) | 4件 (31人) |

※「飲食店等」には、接待をとまうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

17

変異株の状況

| | 新規 感染 者数 | 変異株 PCR 検査数 | 変異株 PCR検査 実施率 | 変異株 疑い 事例 | 変異株 PCR検査 陽性率 |
|----------|----------------|-------------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| ①4/2～8 | 461 | 356 | 77% | 126 | 35% |
| ②4/9～15 | 564 | 379 | 67% | 229 | 60% |
| ③4/16～22 | 766 | 542 | 71% | 361 | 67% |

初確認(3/6)からの累計 **1055**
 うち札幌市 **875**
 (全道の**83%**)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①～③)における新規感染者数の内数とならない。

18

変異株の状況

| | 新規 感染者数 | 変異株 PCR 検査数 | 変異株 PCR検査 実施率 | 変異株 疑い 事例 | 変異株 PCR検査 陽性率 |
|----------|------------|-------------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| ①4/1~7 | 439 | 342 | 78% | 129 | 38% |
| ②4/8~14 | 542 | 391 | 72% | 223 | 57% |
| ③4/15~21 | 714 | 485 | 68% | 303 | 62% |

初確認(3/6)からの累計 **964**
 うち札幌市 **800**
 (全道の83%)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①~③)における新規感染者数の内数とならない。

感染の再拡大防止に向けて (案)

【令和3年4月 日】改訂
【令和3年4月24日】施行

■ 今後の対策の考え方

全国的に感染の拡大が見られる中、道内においても、感染しやすいとされる変異株による感染が増加し、医療提供体制も厳しい状況が続くなど予断を許さない状況にある。

人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備えながら、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めることが重要である。

これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた対策に取り組む。

■ 当面の目標

道の警戒ステージ2以下を目指す
(新規感染者数133人/週以下、病床全体250床以下)

■ 対策のポイント

- I. 感染防止行動の実践（道民の皆様等に対する協力の要請）
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III. 感染再拡大の予兆の探知等
- IV. 予兆に対する迅速な対応

1. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

1 外出の際には

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「緊急事態宣言」（※1）及び「まん延防止等重点措置」（※2）の対象都府県との不要不急の往来を控える。

※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県（R3. 4. 25現在）

※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県（R3. 4. 25現在）

また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

2

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市内における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年4月17日(土)から5月14日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

（※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する）

ただし、4/24～5/11までは、
別添GW特別対策のとおり要請

全道でのゴールデンウィークにおける協力要請

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発化する時期であり、全国的に感染が拡大する中、感染の再拡大を防止するためにも、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

移動の場面では

- ・「外出」・「飲食」・「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

花見の場面では

- ・混雑する場所を避け、宴会を控える。

3

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

考え方 人と人との接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

期間 令和3年4月24日(土)から5月11日(火)まで

対策

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- 札幌市との不要不急の往来を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。

- 札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える

【事業者の皆様への要請】

- 経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る
(目標：6割の実施)

- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する

- 大規模な集客施設においては、マスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底を図る

【学校への要請】(準備期間を踏まえ順次実施)

- 学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する

- 部活動について、学校が必要と判断する場合※を除き、原則休止を要請する

※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合

- 大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する

【公共施設における取組】

- 道立・市立の公共施設の一部夜間休館や利用制限等を順次実施する

4

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

【飲食店等の皆様への要請】

- 札幌市内においては、市内全域の飲食店等について時短要請

区域 札幌市内全域

期間 令和3年4月27日(火)から5月11日(火)まで

対象施設 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

- 酒類提供時間は、午前5時から午後8時まで
- 営業時間は、午前5時から午後9時まで
- 「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底
- ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【支援金額】

- ◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 2万5千円～7万5千円
- ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

- 上記の期間において、道民及び道内に滞在している皆様においては、札幌市内における飲食店等を午後9時から翌午前5時まで利用しない

5

当面の道の取組①

札幌市内

【札幌市と連携した取組】

再拡大の予兆の探知 ※全道でも実施

- 変異株に対する監視体制の強化
- 感染拡大地域での高齢者施設などへの積極的検査
- 国のモニタリング検査の活用
- 旅行者などに対する道独自のPCR検査の試行

ワクチン接種の円滑な実施等 ※全道でも実施

- 医療従事者向けワクチン接種の円滑な実施
- 市町村におけるワクチン接種体制の構築を支援
- ワクチン接種に関する相談体制の強化

繁華街における感染防止対策の徹底

- 市内飲食店に対する感染防止対策の注意喚起
- 接待を伴う飲食店における対策マニュアルに基づく取組を実践する店舗への支援

職場におけるテレワークの推進

- テレワーク導入への支援や「テレワーク推進サポートセンター」開設による市内企業等のテレワークを推進

公共施設等における感染防止対策の徹底等

- 道立・市立の公共施設における一部利用制限
- 道立・市立の公共施設における感染防止行動の徹底の注意喚起
- 札幌市の市有施設における炊事の利用中止
- 河川敷地(琴似発寒川等)における感染防止行動の徹底の注意喚起

6

当面の道の取組②

全道

来道者等に対する注意喚起の実施等

- 空港、JR駅、フェリーターミナルなどでの感染防止行動の注意喚起
 - ・道内各空港において、サーモグラフィーによる体温測定とチラシ配布
 - ・フェリーターミナルにおいて、発熱等がある方は、乗船を見合わせていただく場合があることを周知
 - ・札幌駅や新千歳空港駅、道内新幹線駅において、ポスターやアナウンスを通じた注意喚起
- コンビニなどでの音声アナウンスによる注意喚起
- 観光事業者と旅行者の双方による感染防止対策の推進
 - ・「新しい旅のスタイル」の実施を踏まえた対策の検討
 - ・宿泊施設等におけるポスターやアナウンスを通じた注意喚起
 - ・メディアを活用した旅行者等への感染防止対策の注意喚起

基本的な感染防止行動の再徹底

- 市町村施設や成人式・イベント等における注意喚起の協力依頼
- 新型コロナウイルス感染症に係る普及啓発パネル展の開催

教育機関が一丸となった感染防止対策の徹底

- 校内でのマスク着用、手指消毒、距離、会話など基本ルールの遵守・習慣化
- クラウドサービスを活用した「体調・行動確認システム」等による児童生徒の主体的な感染防止行動の促進
- 修学旅行、部活動等の実施に際し、業種ごとや種目ごとの感染予防ガイドライン遵守の徹底
- 差別や偏見の防止、心の不安に対応する「子ども相談支援センター」の周知、スクールカウンセラー等の派遣

道立公園等における感染防止対策の徹底

- 通常の感染予防対策に加え、花見時期の宴会自粛や混雑防止について看板や放送により周知
- 感染状況や混雑状況によっては公園の入場制限等の対応を検討
- パトロール等で河川敷地や海岸で飲食が行われている場所等を把握した場合は啓発看板を設置

7

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

道の取組

【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道民向け情報発信

- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起
- ・札幌市内の街頭ビジョンなど多くの方が集まる場所での普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用

若者向け情報発信

- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・学校、公共施設などでのポスターの掲出
- ・学内メーリングリストを活用した新入生・在校生向け注意喚起

8

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

道の取組

【飲食店などにおける普及啓発等の実施】

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・接待を伴う飲食店向け手引書の配布（札幌市との連携）
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

9

Ⅲ.感染再拡大の予兆の探知等

道の取組

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

10

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応

【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

11

IV.予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか

12

IV.予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

③まん延防止等重点措置の検討等

- ・地域における感染がさらに拡大し、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、当該地域を対象とした「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討する。
- ・なお、地域における感染拡大が、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合とは、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安（10万人当たり15人/週）を超えるおそれがあるときとする。
- ・この場合、当該地域における「まん延防止等重点措置」に準じた措置の実施についても検討する。

13

「感染の再拡大防止に向けて（道案）」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

対策を長期間継続すると効果が薄れる。短期集中での対策を打つことはやむをえない。部活動等の活動への制約はやむをえない。学習の機会を守ることを優先するべき。

1-②

札幌市内での感染拡大を踏まえ、飲食店等での時短要請など感染防止対策を強化することについては理解する。

なお、道民の方々に対して更なる行動変容を求める際には、「感染リスクが回避できない場合」といった例外をなくすだけではなく、より丁寧な説明で感染対策の強化について理解を求めることが大切であると考え。

また、医療提供体制の逼迫が懸念される札幌市での感染拡大の状況を踏まえると、「まん延防止重点措置」の適用を国に求めることも検討すべきと考える。

1-③

主な指標の状況を見ても、協力要請やゴールデンウィーク特別対策などの取組が必要と考える。大阪や東京のように人の流れが減らない状況を見ると、感染力の強い変異種の感染拡大を抑えることが急務と考える。そのため、今回の案に異論なし。

1-④

対策については致し方ない。

1-⑤

対策については良いと思う。不要不急の具体例も示しており、分かりやすい。

1-⑥

北海道の対策には異論はない。

札幌市からも広域搬送が行われるなど、市内の医療提供体制は極めて厳しい状況にあり、病院としては最大限の努力をしているが、行政は、こうした現状を、市民や、道民に、正確に伝えるべきと考える。

1-⑦

異論はない。

医療供給体制のひっ迫状況をもう少し市民に説明してほしい。

また、このままでは大変なことになるので、先手を打って協力を求めていることも付け加えていただきたい。去年の今頃は、札幌市内の老健施設のクラスターが全国に衝撃を与えた。二度と同じことにならないように頑張りましょう。

1-⑧

不要不急の「外出」と「往来」については、道民にわかりやすくアナウンスして欲しい。

札幌市内の飲食店ではクラスターが発生していない。人と人との接触機会を減らす意味で時短要請は理解できるが、飲食店だけが悪者にならないよう丁寧に説明、アナウンスするべき。

一段強い対策を行うのなら、部活動の休止要請について学校側に判断の余地を残すのは妥当なのか。学校長が必要性を判断するのは難しいのでは。また、児童生徒が集まる学習塾等への呼びかけも必要と考える。

ゴールデンウィークは子ども向けのイベント等も多く、人が集まりやすいため、感染防止対策の徹底などの注意喚起が必要。感染拡大防止のためには、イベントの制限なども有効と考える。

感染が急拡大するような場合には、「まん延防止等重点措置」の国への要請も検討するべき。

1-⑨

現在は感染拡大の入り口であり、ここでの対策強化がピークの大きさに影響すると考える。感染経路不明者の割合が増え、変異株の陽性率も急激に上がっている状況から考えると相当市中に広まっているだろうし、今までの対策だけでは押さえられないと考える。早い段階で強力な対策をお願いしたい。

1-⑩

特に異論はないが、対策をしっかりと実行していただきたい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

特別対策として実施する時短要請などは必要と認識。

ただし、重要なのは特別対策だということを道民、市民、事業者にいかに認識させて取組を徹底させることができるかであり、伝える方法に工夫が必要と思う。

また、札幌の感染者の増加傾向を考慮すると、近々にまん延防止等重点措置の適用を国に申請せざるを得ない状況も想定されるところ。感染対策などを徹底させていくためには、まん延防止等重点措置の適用は、道民等の受け止めもインパクトがあり、危機意識も高まり、取り組むことによる効果は高いと思えるので、国への申請のタイミングが遅れることがないよう留意願いたい。

感染が広がっている他県では、そのタイミングが遅れたように見えるので、北海道では、まん延を未然に防止できるタイミングで手を打ってほしい。

2-②

札幌市の感染者数が全道の中でも突出して増加し、且つ変異株における感染者数が増えている中、早期に札幌市内での感染を抑え込み札幌市以外の地域への感染拡大を防ぐためには「札幌市内の飲食店への時短要請」を含めた5月11日までの「札幌市へのゴールデンウィーク特別対策」は適切な措置である。

知事においては、札幌市長と連携の上、札幌市民をはじめとする道民や事業者が今一度感染防止に対する緊張感を高め、感染防止対策の徹底に前向きに取り組んでいただけるような強いメッセージの発信をお願いしたい。

特に変異株による感染の特性やリスクなどについて、札幌市民をはじめとする道民や事業者が理解し行動に移せるよう広報活動の強化を図っていただきたい。

またゴールデンウィークを迎える中、「緊急事態宣言の対象となる地域」「まん延防止等重点措置の対象となる地域」、「外出自粛などの行動制限が要請されている地域」との「不要不急の往来自粛要請」についても、対象都府県名とともに道民に今一度周知徹底していただき、感染が拡大傾向にある他都府県との移動によって北海道の感染が拡大するリスクを抑制していただきたい。

市町村のワクチン接種に対して万全の支援を行っていただき、情報提供を含めて可能な限り迅速に接種が行き渡るようお願いしたい。

すすきの地区の飲食店をはじめ札幌市内の飲食店は2月末まで時短要請が課せられ、これまで長期に渡る影響を受けている。今回の時短要請の実効性を上げるためにも、要請にあたっては、支援金の支給など万全の支援をお願いするとともに、飲食店の取引先等についても、道特別支援金などによる支援をお願いしたい。

当会としても引き続き、会員企業に対して、従業員やその家族を含めた感染防止対策の徹底、テレワークの推進や導入支援策時差出勤などについて一層の周知・要請を行っていく。

2-③

人の移動が活発化するゴールデンウィークに向けて、特別対策を実施することは必要だが、特別対策である以上、飲食店等では感染防止対策を、道民（市民）は会食時を含めマスク着用を義務とすることを知事が発信することや、事業者に要請するテレワークや時差出勤については、数値目標などを設定し取組を進めるなど、これまでの以上の効果的な対策を講じ、この期間に感染拡大の流れを止める覚悟を示すことが必要と考える。

また、協力金など必要な支援を行うこと。

2-④

資料「感染の再拡大防止に向けて（道案）」において、P4 及び P6 の公共施設に関する記載内容について、「札幌市の公共施設」となっているが、札幌市内には道立の公共施設もあることから「札幌市内の公共施設」とすべきと考える

2-⑤

4 ページ【学校への要請】について、

「部活動について、学校が必要と判断する場合」の中に、練習試合を含めていただくよう配慮願いたい。

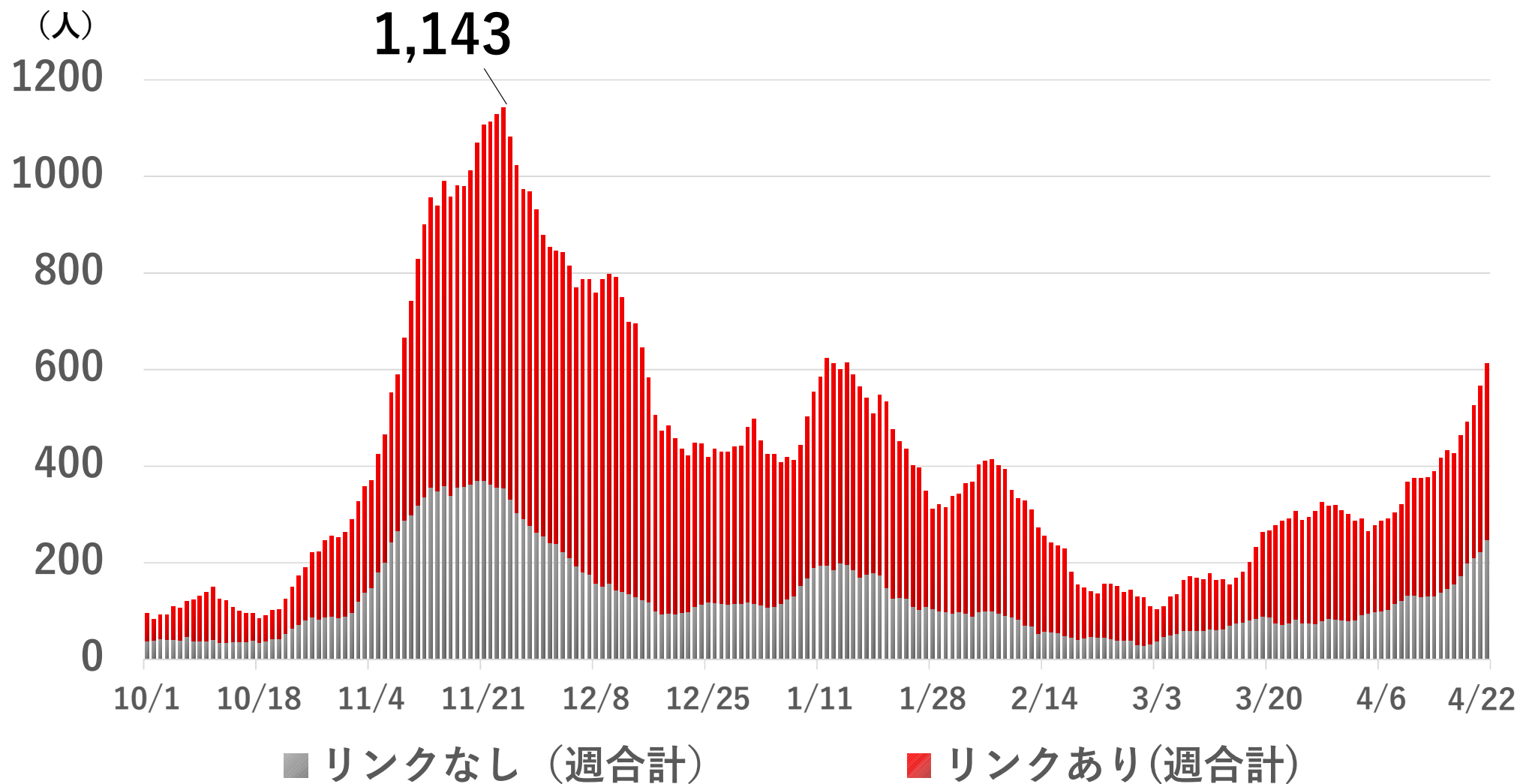
23日（金）に決定し、24日（土）から対応するのは、周知や準備が難しい点があることから、週明けからとしていただきたい。

札幌市感染症対策本部会議

札幌市の感染状況について

令和3年4月23日
札幌市保健所

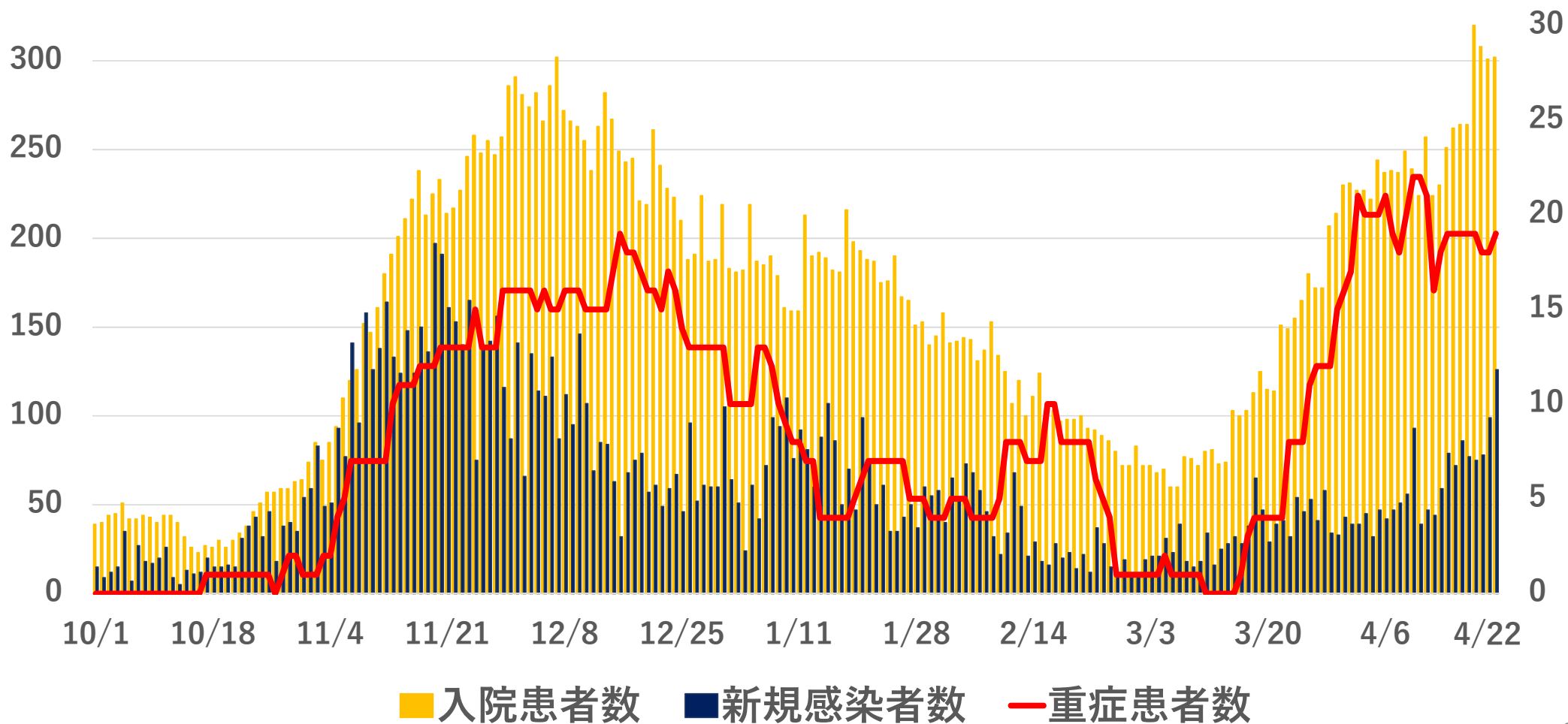
市内新規感染者数の推移



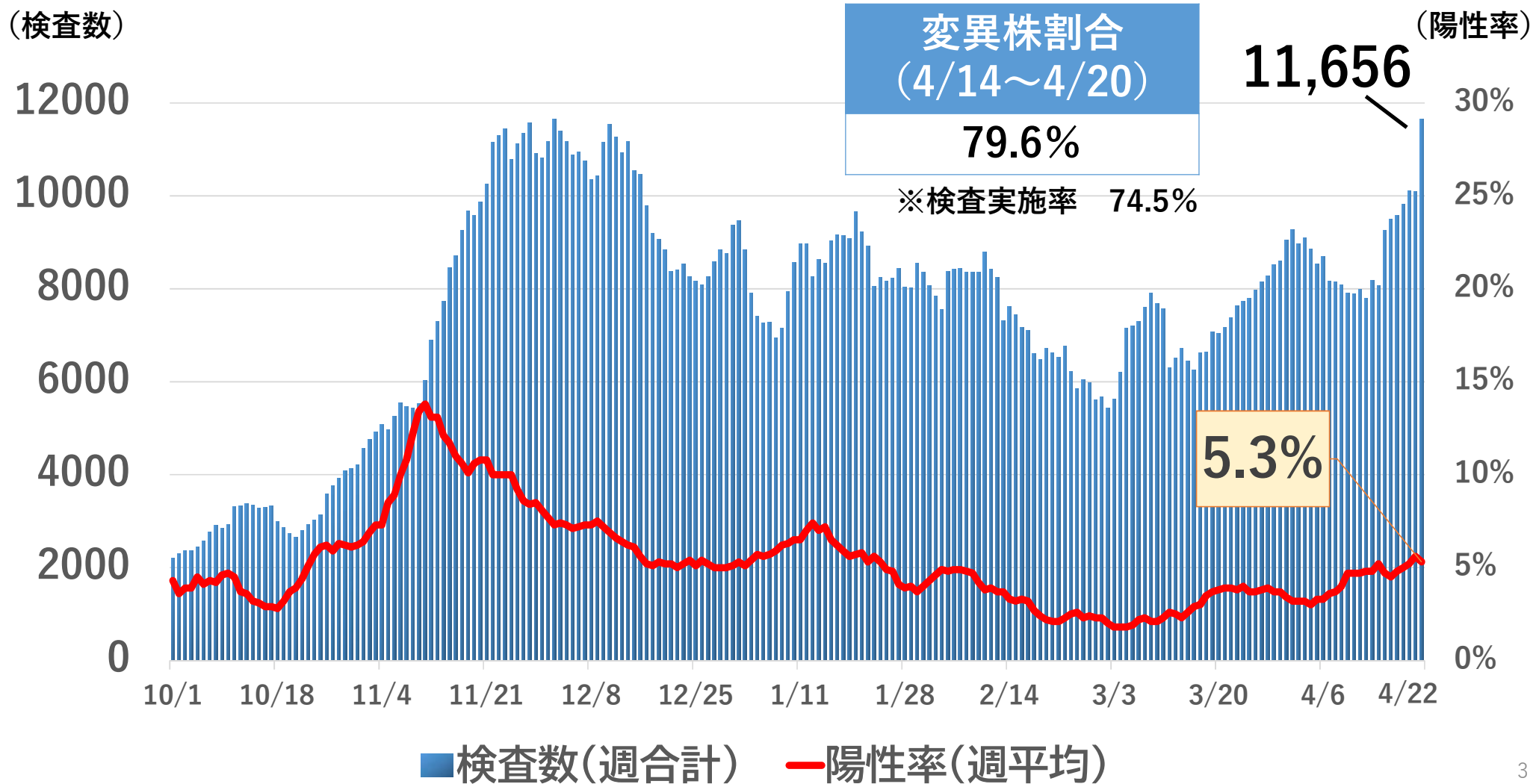
札幌市民の感染者数・入院患者数・重症患者数の推移

(新規感染者・入院患者数)

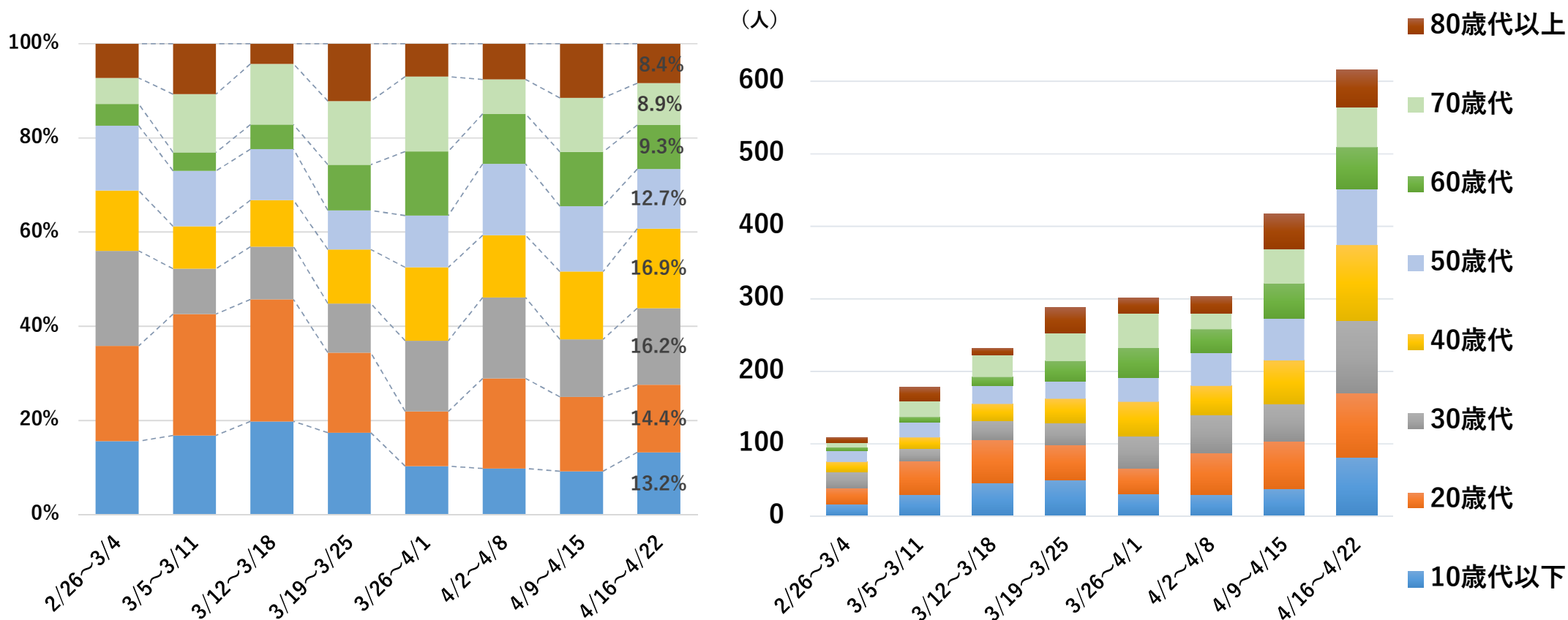
(重症患者数)



市内検査数と陽性率の推移

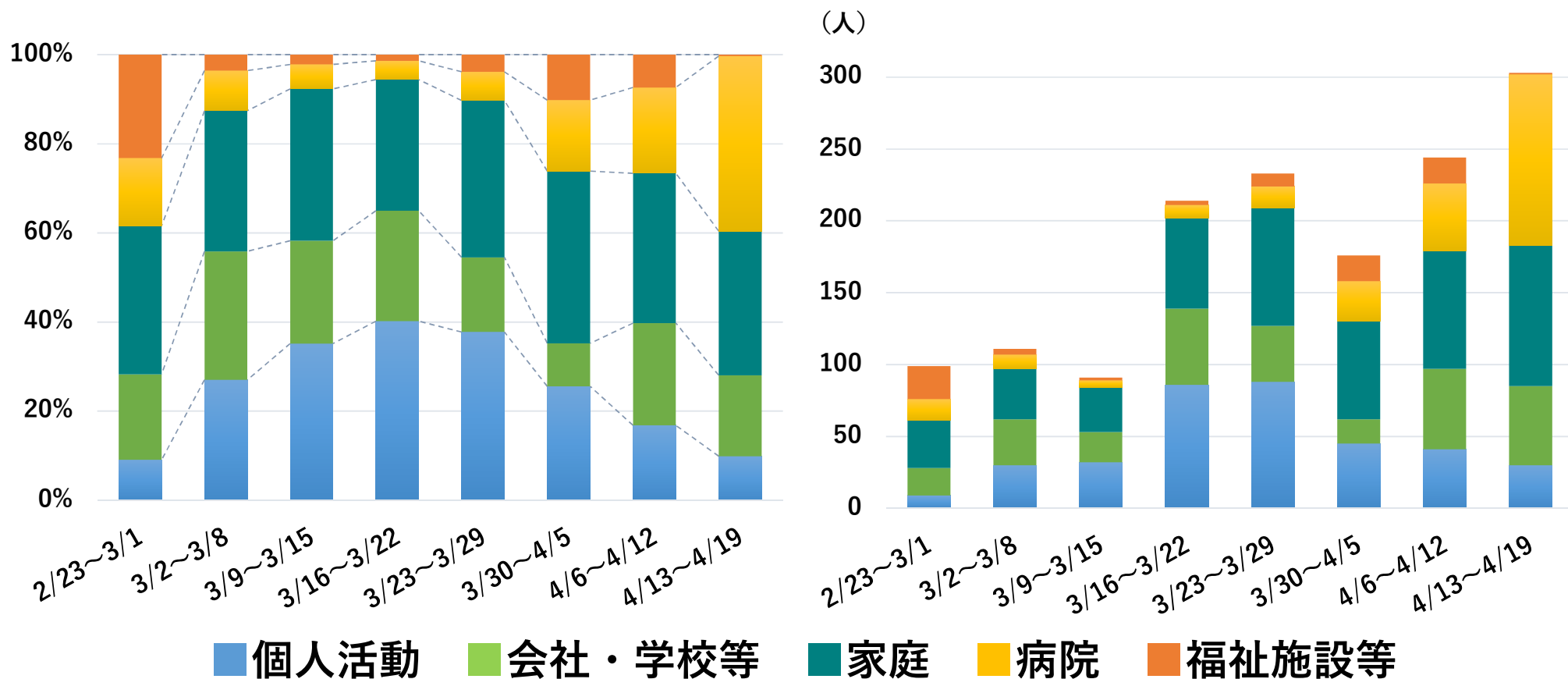


市内年齢別感染者数の割合



➤ 幅広い世代に感染の広がりが見られ、新規感染者数も増加していることから、広く市中に感染が拡大している状況

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



- 集団感染の増加により、病院を経路とする感染が増加
- 市中感染の拡大により家庭や会社・学校を経路とする感染も高止まり

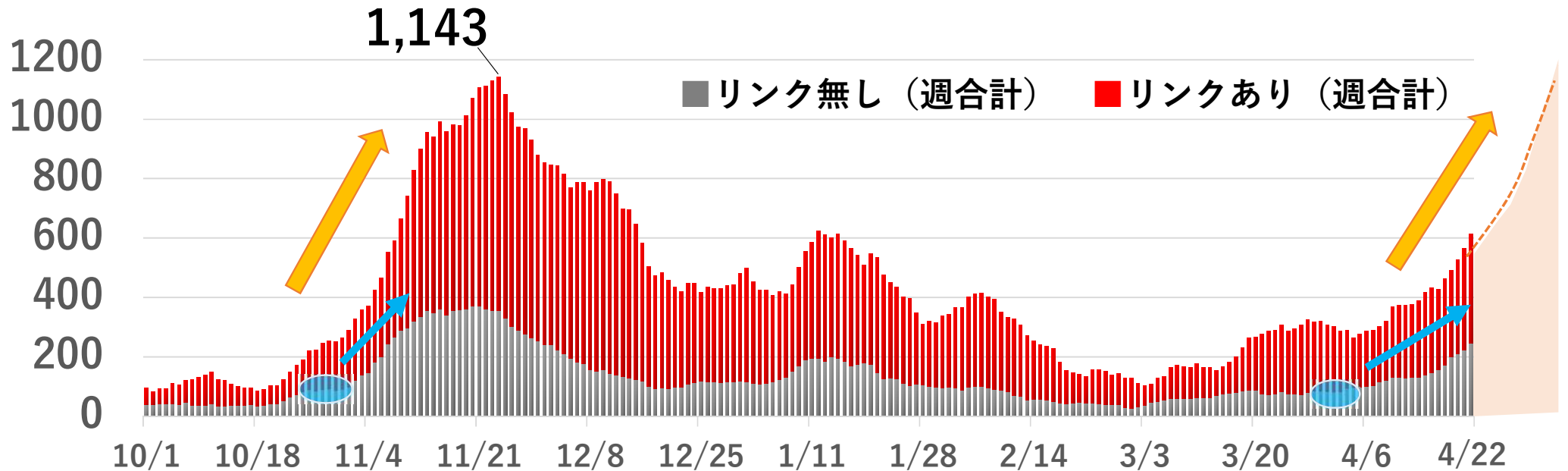
直近の新規感染事例の傾向① リンクあり

- 変異株拡大前（4週間）と拡大後（4週間）の個人活動を感染経路とする陽性患者の状況

| | 会話・会食 | うち飲食店 |
|------------------|------------|-----------|
| 変異株拡大前 (100件) | 72件 (72%) | 16件 (16%) |
| 変異株拡大後 (245件) | 168件 (69%) | 92件 (38%) |

○飲食店での会食を感染経路とする事例の割合が大幅に増加

リンクの無い感染者数の増加



■ リンク無し感染者数 (週合計)

| | |
|-------------------|-----|
| 10月25日 ~10月31日 | 86人 |
|-------------------|-----|



| | |
|--------|------|
| 11月13日 | 356人 |
|--------|------|

2週間で4.2倍に急増
第3波につながる

| | |
|----------------|-----|
| 3月29日 ~4月4日 | 85人 |
|----------------|-----|



| | |
|-------|------|
| 4月22日 | 247人 |
|-------|------|

上昇傾向が鮮明
次の波への入口

直近の新規感染事例の傾向② リンク無し

➤ 変異株拡大前（1週間）と直近1週間の陽性患者の行動歴分析

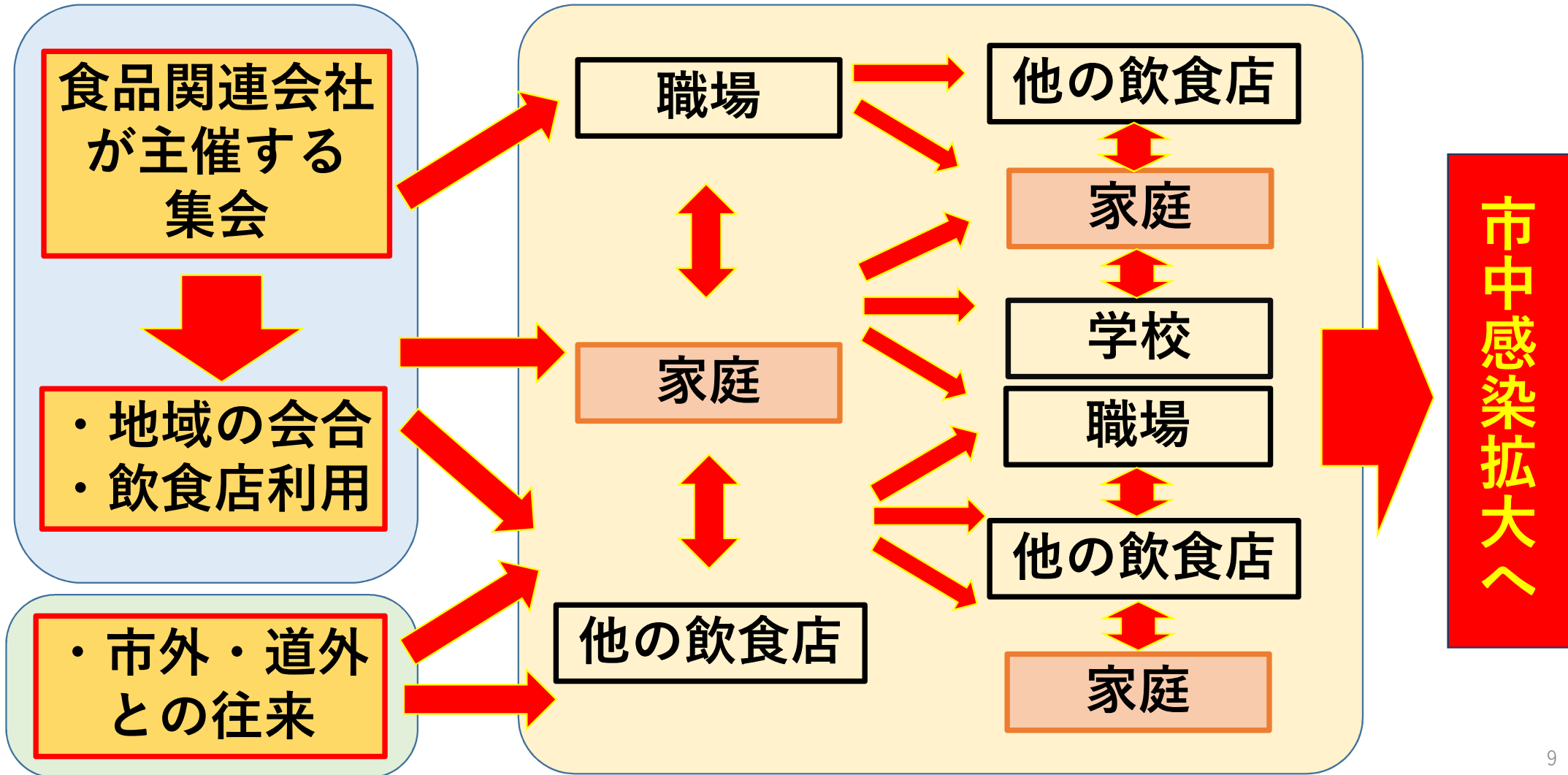
| | 会話・会食 | うち飲食店 | 旅行 | 部活 スポーツ |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 変異株拡大前 (79件) | 50件 (63%) | 30件 (38%) | 6件 (6%) | 5件 (6%) |
| 直近1週間 (132件) | 78件 (58%) | 51件 (39%) | 16件 (12%) | 10件 (8%) |

※重複あり

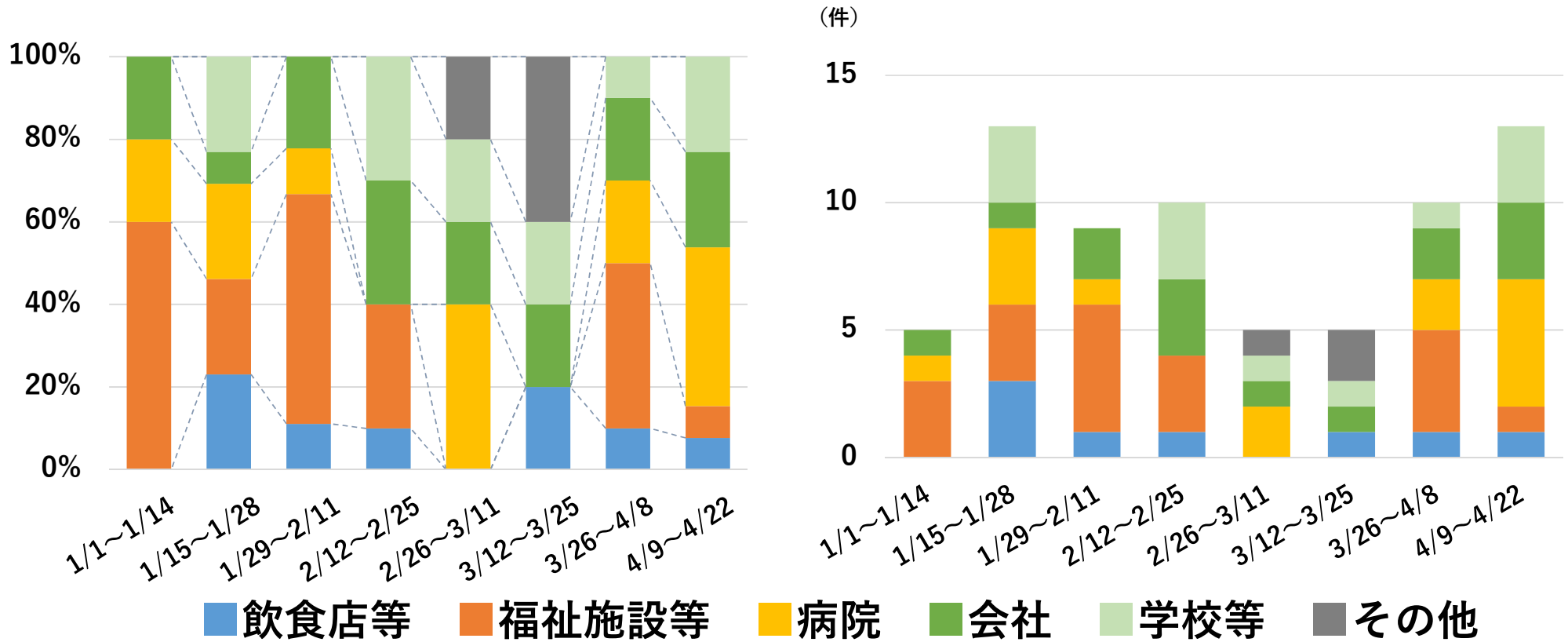
○その他、買い物（スーパー・コンビニ等）、遊興施設の利用などの行動歴がみられる

○3月、4月に共通して、リンクありと同様「飲食の場面」「人が集まる場」に関するエピソードが多く見られる

市中感染の拡大につながる可能性



市内集団感染事例



➤ 特に病院での集団感染事例が増加しているほか、会社や学校等でも増加傾向

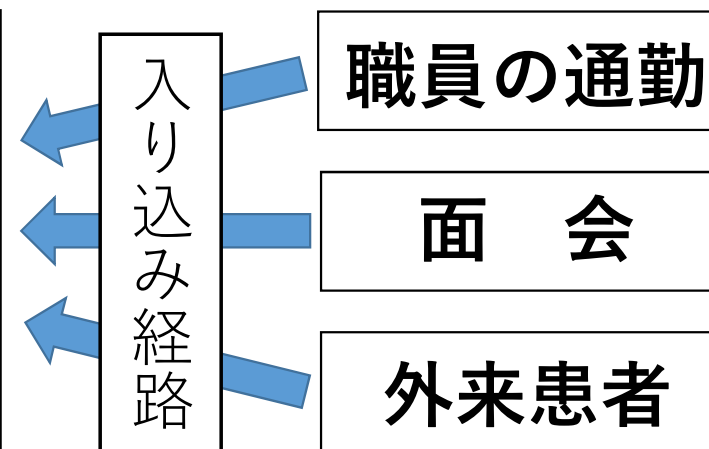
施設や医療機関における集団感染事例発生の際

◆これまでの傾向

- 市中感染の拡大から施設や医療機関へのクラスター増加へ

施設・医療機関

- ✓ 基本的な感染症対策の徹底
- ✓ 入院時のPCR検査の徹底
- ✓ 感染予防のために一定期間個室対応



- ! ➤ 市中感染が広がると、施設・医療機関で対策を徹底しても、内部にウイルスが持ち込まれる可能性が上昇
⇒ 更なる集団感染の増加が危惧される

より強い対策が必要

- 市中の新規感染者が増加傾向



きっかけは

- 「マスクなしでの会話や飲食」



- GWに向け人流の増加
- 病院や施設内にウイルスが入りこむ可能性も増加
- 医療のひっ迫がワクチン接種に悪影響も

市中感染の原因を断つために

飲食の場面

急激な感染拡大を防ぐために

人が集まる場

での、より強い対策が必要

今後の感染拡大防止対策等について

1 基本的な考え方

- 市内では、変異株の影響もあり、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が25人を超え、幅広い世代への感染の広がりが見られるほか、感染経路が不明な感染者が増加しており、市中感染が拡大している状況にある。
- 市中感染が広がると、施設や医療機関へウイルスが持ち込まれる可能性が上昇し、更なる集団感染の増加や病床のひっ迫を招く。
- 直近の新規感染者の傾向として、「飲食の場面」や「人が集まる場」に関する事例が増加傾向にあることから、これらの場面に、より強い対策を講じることで、感染拡大を防止していく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、人の移動が活発になる大型連休を控えるこの時期に、時短なども含めた、人と人の接触を減らすための強い措置を講じていくことで感染拡大を抑え込み、安心してワクチン接種を受けられる環境を整備していく。

2 今後の感染拡大防止対策等

(1) 情報提供・共有

- 市民や事業者の皆さんに以下について呼び掛ける。

<感染防止行動に関すること>

- ・不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えること。[新規]
- ・体調が悪いときには、外出を控えること。
- ・体調が悪いときには、かかりつけ医や#7119に速やかに電話し、早期受診すること。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底すること。
- ・人との距離をとるなど「3密」を回避する行動を徹底すること。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底すること。
- ・多数の者が利用する施設においては、業種別ガイドライン等の感染防止対策を徹底すること。
- ・マスク着用時にも大きな声での会話は控えるよう徹底すること。
- ・こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒を徹底すること。
- ・ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底すること。

< 飲食に関すること >

- ・市内の飲食店等の利用は、21時から翌日5時まで控えること。[新規]
- ・できる限り同居していない方との飲食は控えること。[新規]
- ・飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」の実践すること。

< ゴールデンウィークに関すること >

【移動の場面では】

- ・「3つの場面（外出・飲食・職場）」における感染防止行動の実践を特に徹底すること。
- ・旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討すること。

【花見の場面では】

- ・混雑する場所を避け宴会を控えること。

○感染拡大防止策・差別偏見防止に関する啓発を実施する。

- ・区役所窓口において、市外転入者に対し、感染防止に関する注意喚起
- ・地下鉄車内に感染防止啓発ポスターを掲出
- ・市公式ホームページ、ツイッター、広報さっぽろによる感染防止の啓発

(2) まん延防止

①市有施設関係

○市内の人流抑制及び感染拡大防止のため、市有施設について、これまで実施してきた利用人数の制限や飲食の制限に加えて、一部利用制限を拡大する。[新規]

< 利用制限事例 >

- ・市有施設の18時以降(貸室等における夜間区分を含む)の利用休止
- ・官主催（市主催・指定管理主催など）の参加者が特定できない集客イベントの延期等を実施する。
- ・市有施設の利用について入場制限等を拡大する。
- ・学校施設開放を休止する。

○花見客が多い公園では、以下について注意看板等により呼び掛ける。

- ・公園での宴会はやめましょう
- ・飲食は少人数、短時間で
- ・大声は出さず、会話はマスク着用
- ・混雑する時間、場所は避けて
- ・人との間隔は十分に確保

○国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止する。

②イベント関係

○参加者が特定できない市主催のイベントは原則、延期あるいは縮小する。[新規]

③飲食店関係

○市内の飲食店、カラオケ店等に対し、5月11日（火）まで、営業を21時から午前5時まででは控えることとする北海道の要請について、協力していただく事業者への支援金に係る支給事務等を実施する。[新規]

○すすきの地区において「接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染症対策を実践する店舗への支援を実施する。

○すすきの地区の事業者を対象とした感染予防対策の啓発を実施する。

○すすきの観光協会と連携し、PCR検査の受検勧奨や感染症対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を発行する。

④事業者関係

○ 経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、以下について周知する。[新規]

- ・経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る（目標：6割の実施）
- ・懇親会等の自粛、4人以下でのマスク会食の徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛
- ・小売事業者の店内の混雑を招く広告の発行等の自粛

- テレワークの導入に係る経費の補助や「札幌市テレワーク推進サポートセンター」の開設により、市内企業等のテレワークを推進する。
- コールセンター事業者にアルコール消毒液等の購入費用の助成を実施する。

⑤学校関係等

- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底や部活動の原則休止等の要請を行う。[新規]
- 市内の大学・短期大学に対し、w e b会議により、感染症への注意喚起と大学の取り組みに関する意見交換を実施する[新規]
- 市立の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校における部活動を原則休止とする。[新規]

⑥クラスター対策

- 医師・看護師を対象に福祉施設におけるクラスター発生時の対策をテーマとしたオンライン研修会を実施する。
- 療養病床を持つ病院に加え、精神科を有する病院、透析を実施している病院を対象に、従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。
- 重症化リスクの高い高齢者等が入所している福祉施設や医療機関などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。

(3) 医療・検査関係

- 市内医療機関と連携して、夜間や休日における患者受入体制の整備を進める。
- P C R検査センターの検査枠を拡大や発熱外来医療機関へ、対象を限定しない積極的な検査の実施について依頼
- 医療機関の協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカーを通じた受入医療機関と後方支援病院間の転院調整等の支援を実施する。
- 介護等が必要な陽性患者の入院受入体制の整備を進める。

(4) 経済・雇用対策

- 離職等を余儀なくされた方に対し、給付金付きの研修や実習を通じて再就職の支援を実施する。

- 営業時間短縮や外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者の支援を実施する。
- 就業サポートセンター内に学生サポートデスクを開設し、アルバイト収入が減少した学生への支援を実施する。

(5) 偏見・差別等の対応

- 日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホにて、差別・偏見防止の啓発動画の放映及び本庁舎、区役所、チカホなどにファイターズ戦士の啓発ポスターを掲出
- 私立保育所等、市内 511 か所の施設において、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを掲出

市内大学・短期大学への新型コロナウイルス感染防止対策に係る要請について

1 目的

札幌市内での新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、人の動きが活発化するゴールデンウィークを迎える前に、市内の大学・短期大学に対して、感染対策に係る要請を行うもの。

2 要請内容

【大学・短期大学に対応していただくこと】（準備期間を踏まえ順次実施）

- ・学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
 - ・部活動について、学校が必要と判断する場合（※）を除き、原則休止を要請すること
- ※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合
- ・オンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避すること

【学生に呼び掛けていただくこと】

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控えること
 - ・札幌市との不要不急の往来を控えること
- ※具体的には、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください
- ・札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控えること

3 要請日

令和3年4月23日（金）

4 要請大学・短期大学

市内18大学・7短期大学

5 今後の対応

4月26日（月）に札幌圏大学連携ネットワーク会議を開催し、感染状況に関する情報提供や大学・短期大学における感染症対策等の意見交換を行う予定。

営業時間の短縮要請に応じる飲食店への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強いとされる変異株による感染が増加するとともに、新規感染者数や入院患者数が増加し、医療提供体制への負担も増している。今後、大型連休を迎え人の移動や飲食機会が増加することを踏まえ、感染が急激に拡大することを回避するため、市内全飲食店に対し営業時間短縮要請を行う。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年4月27日(火)から令和3年5月11日(火)まで (15日間)

(2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は「午前5時から午後9時」まで
- 酒類提供は「午前5時から午後8時」まで

○業種別ガイドラインの遵守

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒2万5千円から7万5千円
(前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算)
- 大企業 ⇒20万円または前年度もしくは前々年度売上高の3割が上限
(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)
※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可
※支援金対象期間を通じて要請に応じることが要件

○支援金対象期間

原則、令和3年4月27日(火)から令和3年5月11日(火)まで

(遅くとも、令和3年4月29日(木)から要請にご協力いただくことが必要)

(5) 事業費

約55億3,100万円

〔うち支援金 53億6,400万円〕
〔事務費 1億6,700万円〕

※財源については、全額、国と道が負担

経済団体と連携した出勤者数削減の取組について

1 目的

感染拡大防止に向けて、市内事業者におけるテレワークや時差出勤等の出勤者数削減に資する取組をさらに進めるため、事業者ベースの実施目標を掲げ、集中的に実施する。

2 取組内容

北海道と連携し、目標値を設定したうえで、経済団体を通じ、市内事業者に対し、出勤者数削減の取組を要請する。

3 要請内容

出勤者数削減に向けて、下記の取組を一つ以上実施する。

- | | |
|------------------------------|------------|
| ○テレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク） | ○時差出勤 |
| ○フレックスタイム | ○ローテーション勤務 |
| ○休暇の取得推進 | |
| ○その他出勤者数削減につながる取組 | |

4 取組期間

令和3年4月24日（土）から5月11日（火）まで

5 取組目標

取組を実施した企業6割

6 要請団体

- ・北海道経済連合会
- ・北海道経済同友会
- ・北海道商工会議所連合会
- ・北海道商工会連合会
- ・北海道中小企業家同友会
- ・北海道観光振興機構
- ・北海道中小企業団体中央会

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（4/22 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

| | | | | | |
|---------------|------------|------------|-----------|-------------|---------------|
| 陽性者(累計) | 現在患者 | 軽症・中等症 | 重症 | 死亡者 (累計) | 陰性確認者 (累計) |
| 13,825 | 899 | 880 | 19 | 396 | 12,530 |

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

| 年代 | 10歳未満 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 90代以上 | 非公表 | 計 |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|
| 男性 | 8 | 532 | 1,343 | 984 | 929 | 760 | 589 | 521 | 341 | 116 | 130 | 6,253 |
| 女性 | 2 | 374 | 1,364 | 877 | 865 | 777 | 590 | 554 | 562 | 349 | 174 | 6,488 |
| 非公表 | 12 | 10 | 13 | 6 | 5 | 5 | 5 | 8 | 1 | | 1,019 | 1,084 |
| 計 | 22 | 916 | 2,720 | 1,867 | 1,799 | 1,542 | 1,184 | 1,083 | 904 | 465 | 1,323 | 13,825 |
| 現在患者 | | 30 | 105 | 119 | 131 | 113 | 93 | 112 | 68 | 16 | 112 | 899 |
| 陰性確認者 | 22 | 886 | 2,615 | 1,748 | 1,666 | 1,422 | 1,056 | 881 | 681 | 350 | 1,203 | 12,530 |
| 死亡者 | | | | | 2 | 7 | 35 | 90 | 155 | 99 | 8 | 396 |

2 対応状況

(1) 対策本部等

| | |
|-------|--|
| 4月21日 | 北海道知事と札幌市長の意見交換 |
| 4月15日 | 第26回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> 今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。 人流の抑制と感染防止のため、区民センターなどにおける施設において、利用人員や施設内における飲食の制限などを実施するとともに、他の市有施設においても、早急に検討して対応すること。 今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。 市内の飲食店における感染防止対策の徹底、店舗から利用客への啓発を促進するための取組について、より実効性のある対策を検討して実施すること。 最近になり、職場や学生間での新規感染者が確認されていることから、市内の事業者や大学等に対し、これまでの情報発信に加え、必要に応じて意見交換の場を設け、具体例を示し、感染防止対策の更なる理解と協力を促すなど、必要な対策を実行すること。 |
| 4月15日 | 北海道知事と札幌市長の意見交換 |
| 4月9日 | 第25回感染症対策本部会議 指示事項 |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・変異株症例については、引き続き分析を進め、今後も分析結果などの情報を、具体的な事例を含めて、わかりやすく発信することで、市民や事業者の行動変容を促していくこと。 ・病院の医療提供体制は大変厳しい状況にある。入院受入病床や後方支援病院、医療従事者の拡充などに取り組むとともに、大型連休は例年、多くの医療機関が休診となる状況を踏まえ、診察・検査に対応できるよう、市内の医療機関へ協力を依頼するなど、医療提供体制の更なる整備に努めること。 ・花見の時期を控え、公園や炊事広場などにおける感染対策として、利用の休止などをお願いする状況であることから、これらを着実に実施すること。また、人が集まる場所やイベント会場などでの感染事例が見られることから、他の市有施設においても、引き続き、感染対策を徹底すること。 |
| 4月1日 | <p>第24回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年から続く新型コロナウイルス感染症との戦いは、いまだ収束の目途が立たない状況にあることから、新年度においても感染症対策を市政の最優先事項として、継続的かつ強力で押し進めること。 また、感染状況に応じて、速やかに保健所への必要な職員応援体制が構築できるよう、万全の準備を整えておくこと。 ・市内の感染状況は区によって状況が異なり、変異株の感染スピードが速いことから、身近なところで感染が発生していることや感染対策の徹底について、様々な場面や媒体を活用し、注意喚起を行うこと。 ・変異株の感染力の強さや感染拡大の速さは、これまで以上に警戒が必要であることを踏まえ、市有施設において、手指消毒がより徹底されるよう取り組むこと。 ・子育て世帯への特別給付金については、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。 |
| 3月26日 | <p>第23回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変異株による感染拡大を抑え込むため、保健所の体制を強化し、疫学調査の徹底や検査対象の拡大等に引き続き取り組むとともに、感染力の強さを踏まえた適切な感染対策が徹底されるよう、関係機関と連携しながら、早急に押し進めること。 ・変異株による感染はこれまでより、短い期間で拡大するおそれがあることから、医療機関や宿泊療養施設の体制の整備、適切な医療提供や療養について万全の準備を整えておくこと。 |
| 3月25日 | <p>第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</p> <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内感染状況 ・集中対策期間の取組 |

| | |
|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・変異株への感染状況 ・ワクチン接種 |
| 3月6日 | 第12回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた取組について、関係機関と連携しながら、着実に進めること。 ・4月までの供給量は極めて少ない状況であるが、今後のワクチンの供給時期や数量に応じて、柔軟かつ迅速に接種を開始できるよう、万全の準備を整えておくこと。 |
| 2月13日 | 第11回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・3月以降の感染リスクの高まる時期を見据え、2月末までの2週間で徹底的に感染拡大を抑えていく必要があることから、今後の感染拡大防止策について、関係機関と連携しながら、強力に押し進めること。 ・北海道から要請のあった時短要請を、実効性のある対策とするためには、多くの対象事業者の理解と協力をいただく必要があることから、支援金の支給などが円滑に行われるよう、北海道と協力してしっかり取り組むこと。 ・ワクチン接種を円滑に実施するため、医師会や医療機関などとも連携し、会場や人材の確保、市民からの相談対応など、必要な準備を速やかに進め、適宜市民に正確な情報を提供するよう努めること。 |
| 1月14日 | 第10回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、北海道が定める「警戒ステージ3」相当となる1日当たりの新規感染者数42人未満にすることを目標とする。そのために、飲食を伴う場面の対策や人流抑制対策、集団感染対策などについて、関係機関と連携しながら着実に進め、市内の感染拡大の抑止に取り組むこと。 ・市内の接待を伴う飲食店に対し、勉強会や、今後開催する研修会など、事業者と連携した取組を進めるとともに、感染拡大の防止に持続的に取り組む店舗を増やし、対策の実効性を高める仕組みを検討すること。 |
| 2021年 1月7日 | 第22回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・1都3県における緊急事態宣言の発令や全国的な感染拡大傾向を踏まえて、国や他自治体の取組状況などが日々刻々と変わることが想定される。1月15日までの集中対策期間が終了したのちの感染拡大防止対策については、これらを情報収集し、北海道とも連携したうえで、より効果的な対策を検討すること。 ・感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象区域となる1都3県への出張については、やむを得ない場合を除き、控えることとし、オンライン会議などを積極的に活用すること。 |

| | |
|--------|---|
| 12月24日 | 知事、北海道市長会長、北海道町村会長と連名で、静かな年末年始に向けた共同メッセージ |
| 12月24日 | 第21回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・入院受入病床や後方支援病院、人的支援などの拡充に取り組むなど、引き続き医療提供体制の整備に努めること。 ・接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮等の要請について、引き続き協力を依頼すること。また、北海道と連携しながら、店舗への感染対策の普及啓発や、積極的なPCR検査の実施など、実効性の高い感染防止対策を継続すること。 ・営業時間短縮要請に係る協力支援金やホテルへの感染症対策支援のほか、国から提示のあったワクチン接種のための準備経費を、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。 |
| 12月16日 | 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月28日以降の感染防止対策の取組 ・市内感染状況 ・医療提供体制 |
| 12月10日 | 第20回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・福祉施設において、集団感染が多数発生している状況にある。これを踏まえ、陽性者の早期発見や早期介入など対応を強化し、引き続き、まん延防止に取り組むこと。 また、医療機関や関係団体などに情報提供し、その協力のもと、受入病床や医療従事者の確保など、医療提供体制の更なる整備に努めること。 ・すすきの地区は、これまでも営業時間短縮等の要請をしてきたが、継続についての要請をすること。なお、長期に渡り、多大な負担をかけていることも踏まえ、事業者に必要な支援が行き渡るよう、北海道とも連携して対応するとともに、事業者や関係団体との対話などを通じ、すすきの地区を安心・安全に利用してもらうための仕組みづくりについても迅速に進めること。 ・市内全域の感染拡大防止のため、感染対策の更なる徹底を広報するとともに、医療・福祉施設で働く方の健康管理を徹底するために、対策の検討を早急に進めること。 ・感染拡大の影響によって、退職や休業などを余儀なくされた方への支援に取り組むこと。また、閣議決定される見込みの「ひとり親世帯を対象とした臨時給付金」について、必要な方々へ、年内に行き渡るよう迅速な対応をすること。 ・大晦日の地下鉄の延長運転については中止とするが、例年と異なる取 |

| | |
|--------|---|
| | <p>り扱いとなることから、周知を徹底し、市民に混乱を招くことがないよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始に開催予定のイベントなどについては、現下の感染状況を踏まえ、改めて主催者の方々に対し、その開催を慎重に判断するよう依頼すること。 <p>また、施設管理者に対しても、これらを踏まえ、更なる感染防止対策の徹底を依頼すること。</p> |
| 11月26日 | <p>第19回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い感染者の拡大を防ぐため、医療機関や福祉施設における感染者の早期発見や、クラスター疑い事例に対する早期介入など引き続き取り組み、病床の拡充と適切な医療提供に努めること。 ・市内の接待を伴う飲食店への休業要請、すすきの地区における酒類提供を行う施設への営業時間等の短縮要請に係る取組を進めること。 また、引き続き、事業者や関係団体との対話などを通じて、実効性の高い感染拡大防止対策に取り組むこと。 ・感染拡大防止の取組や、離職を余儀なくされた方、ひとり親世帯など、感染症による生活への影響が大きい方への支援について、補正予算を提案する予定であることから、迅速な実施ができるよう、スピード感を持って進めること。 ・国のG o T o トラベル事業の一時停止、集中対策期間の延長とより強い協力要請によって影響を受ける事業者に対して、必要な支援が行き渡るように、北海道と連携しながら迅速に対応を進めること。 |
| 11月17日 | <p>第18回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制のひっ迫度が増していることから、市内の医療機関に正確な情報を速やかに提供し、協力いただきながら病床の確保に努めること。 ・療養者数が急増していることから、宿泊療養施設での円滑な運営や自宅療養者に対する健康管理の徹底に努めるなど、適切な医療提供体制を確保すること。 ・すすきの地区の接待を伴う飲食店等に対しては、引き続き、様々な方法でアプローチを行い、感染防止対策の周知・徹底に努めること。 ・多くの方が利用する市有施設などにおいては、これまでも感染予防策を講じてきたところだが、今一度、感染予防対策を徹底すること。 ・これまでも保健所に応援職員を配置するなど、対策強化に努めてきたが、感染者の急増を受けて、業務量が急増している現状を踏まえ、さらに各局区における一部の業務を中止や先送りなどにより人員を生み出し、感染症対策の業務を最優先に取り組むこと。 |
| 11月16日 | <p>北海道知事と札幌市長の意見交換</p> |

| | |
|--------|--|
| 11月7日 | <p>第17回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の警戒ステージが3に引き上げられた状況から、感染拡大による医療提供体制への負担を緩和するため、感染拡大防止に向け、より強い対応が必要となっている。まず、市民に行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動の徹底を促すことが重要である。 ・疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の感染状況をより詳しく分析したところ、長時間におよぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面であることから、改めてこれらを広報していくとともに、若年層に向けたSNSによる情報発信をするなど、市民の行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。 ・すすきの地区におけるPCR検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。 また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策の徹底を促すために、日ごとのコミュニケーションを強めること。 ・10月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていることから、営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況であるが、実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。 また、その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っているところであるから、北海道と調整しながら取組を進めること。 |
| 11月14日 | 北海道知事と札幌市長の意見交換 |
| 10月28日 | <p>第16回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。 ・ここにきて感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。 ・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。 ・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防 |

| | |
|--------|--|
| | <p>止対策を講じること。</p> <p>また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただきながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。</p> |
| 10月26日 | <p>第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</p> <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況 ・インフルエンザ流行期に向けた対応 ・感染拡大防止策の今後の取組 |
| 10月14日 | <p>北海道知事と札幌市長の意見交換</p> |
| 9月16日 | <p>第15回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの類型により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。 ・「Go Toトラベル」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。 ・第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。 |
| 8月27日 | <p>第14回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。 ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。 ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。 |
| 7月28日 | <p>西村 内閣府特命担当大臣と指定都市市長（6都市）とのWEB会議</p> |

| | |
|-------|---|
| 7月28日 | <p>第13回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。 ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。 ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。 |
| 7月9日 | <p>第12回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。 ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。 ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。 |
| 6月18日 | <p>知事、北海道市長会会長、北海道町村会会長との意見交換（Web会議）</p> |
| 6月18日 | <p>第11回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。 ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向 |

| | |
|-------|--|
| | <p>け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。</p> |
| 5月30日 | <p>第10回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分りやすい位置に「北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。 ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること |
| 5月26日 | <p>第9回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等、北海道と連携して検討すること。 ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。 ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。 ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。 |
| 5月22日 | <p>第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。 ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。ま |

| | |
|-------|--|
| | <p>た、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。 |
| 5月15日 | 知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第3弾 |
| 5月15日 | <p>第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。 ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。 ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。 |
| 5月8日 | 知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第2弾 |
| 5月5日 | <p>第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。 ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。 ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療 |

| | |
|-------|---|
| | <p>機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。 |
| 5月1日 | <p>第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。 札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。 宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。 各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。 この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。 |
| 4月30日 | 知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ |
| 4月24日 | 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。 ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR 検査の検体採取に特化した PCR 検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。 ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。 ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。 ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。 |
| 4月18日 | 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。 ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。 ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。 ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。 |
| 4月17日 | 北海道知事と札幌市長の意見交換 |
| 4月13日 | 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。 深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。 将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること。 外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること。 |
| 4月12日 | <p>北海道知事と札幌市長の意見交換 北海道・札幌市緊急共同宣言</p> |
| 4月10日 | <p>第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。 感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。 |
| 4月8日 | <p>第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。 基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。 市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準 |

| | |
|-------|--|
| | <p>備を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。 |
| 4月2日 | <p>第8回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。 今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。 市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。 市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。 なお、再開後にあっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。 |
| 3月27日 | <p>第7回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。 なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。 経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。 引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。 医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対 |

| | |
|-------|---|
| | <p>策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。 ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。 ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。 ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。 ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。 ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。 |
| 3月23日 | <p>第6回感染症対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないように、準備をすること。 ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。 ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること |
| 3月20日 | <p>北海道知事と札幌市長の意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。 |

| | |
|-------|--|
| 3月17日 | <p>第5回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。 3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくることが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。 経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。 市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。 感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。 市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願う。職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底を願う。 感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願う。 |
| 3月6日 | 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～）） |
| 3月3日 | 札幌市感染症対策室設置 |
| 2月29日 | <p>第4回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。 不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。 北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。 全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。 管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。 救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。 |

| | |
|----------------|--|
| 2月22日 | 第3回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> 市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度(2/23~3/15)、原則中止または延期とする。 |
| 2月18日 | 第2回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> 感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築 |
| 2020年 1月30日 | 第1回感染症対策本部会議 |

(2) 相談・検査・医療提供体制等

①相談件数 (4/21 現在)

- ・救急安心センター【#7119】(累計)：164,332件【前週比+3,998】
- ・一般相談【011-632-4567】(累計)：126,831件【前週比+1,968】

②検査件数 (4/21 現在)

- ・総検査数 269,000 検体【前週比+12,228】

③検査体制

- ・11月19日 検査体制の更なる強化のため第2PCR検査センターを設置
- ・7月23日 すすきの地区を対象とした臨時PCR検査センターを設置
- ・5月1日 PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを設置

④ 医療提供体制等

- ・11月20日 宿泊療養施設「ホテルフォルツァ札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・11月13日 宿泊療養施設「東横INNすすきの交差点」の患者受け入れ開始
- ・11月2日 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への感染疑い事例に対応するため発熱外来を開始
- ・7月31日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」を閉鎖
- ・6月30日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」を閉鎖
- ・5月1日 宿泊療養施設「アパホテル&リゾート〈札幌〉」の患者受け入れ開始
- ・4月29日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・4月20日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」の患者受け入れ開始

(3) 産業振興

①市内中小企業 (相談状況) (4/20 現在)

- ・既存の相談 (経営相談・融資対象認定等)【1/29～】
相談件数 (累計) ※：29,921件【前週比+144】(来所 6,895件、電話 23,026件)
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・機能拡充部分 (融資申請サポート、税・感染予防相談)【4/20～】
相談件数 (累計)：7,478件【前週比+16】(来所 7,304件、電話 174件)
- ・機能拡充部分 (雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等)【5/11～】
相談件数 (累計)：7,460件【前週比+20】(来所 2,808件、電話 4,652件)

| | 既存の相談 (経営相談・融資対 象認定等) | | 機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談) | | 機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等) | | 合計 |
|-------|-----------------------------|--------|-----------------------------------|-----|---|-------|--------|
| | 来所 | 電話 | 来所 | 電話 | 来所 | 電話 | |
| R2.2月 | 38 | 82 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120 |
| 3月 | 1,347 | 1,991 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,338 |
| 4月 | 2,372 | 3,051 | 30 | 22 | 0 | 0 | 5,475 |
| 5月 | 1,969 | 3,801 | 855 | 5 | 400 | 713 | 7,743 |
| 6月 | 584 | 1,860 | 890 | 7 | 345 | 511 | 4,197 |
| 7月 | 206 | 1,346 | 699 | 11 | 168 | 278 | 2,708 |
| 8月 | 57 | 1,233 | 547 | 9 | 134 | 266 | 2,246 |
| 9月 | 34 | 1,403 | 629 | 5 | 163 | 367 | 2,601 |
| 10月 | 26 | 1,369 | 531 | 13 | 249 | 431 | 2,619 |
| 11月 | 63 | 1,351 | 506 | 50 | 259 | 405 | 2,634 |
| 12月 | 61 | 1,186 | 615 | 19 | 150 | 452 | 2,483 |
| R3.1月 | 30 | 1,481 | 293 | 10 | 601 | 584 | 2,999 |
| 2月 | 31 | 1,195 | 507 | 5 | 97 | 390 | 2,225 |
| 3月 | 65 | 1,295 | 1,171 | 14 | 209 | 202 | 2,956 |
| 合計 | 6,883 | 22,644 | 7,273 | 170 | 2,775 | 4,599 | 44,344 |

②融資制度 (4/20 現在)

認定件数 (累計) : 24,683 件【前週比+24】

【業種】 飲食業 2,960 件、小売業 3,239 件、建設業 5,747 件、運輸業 750 件、製造業 924 件、電気・ガス・熱供給・水道業 300 件、保険業 112 件、卸売業 1,279 件、不動産業 1,697 件、宿泊業 196 件、医療・福祉 1,307 件、情報通信業 459 件、教育・学習支援業 127 件、サービス業 5,577 件、林業・鉱業 9 件

※その他

- 5/12～5/26 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施 (結果は 6 月に公表済み)
- 5/11 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- 5/1 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開
- 4/20 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- 4/15 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施
- 3/31 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- 3/16 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなさ

れた。

- 3/9～3/17 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27の感染症対策本部会議にて結果公表
- 3/6 市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16に結果公表

| | 延べ宿泊者数の減少数 | 影響額(観光消費の減少額) |
|-------|------------|---------------|
| 北海道 | 約 900 万人泊 | 約 3,000 億円 |
| うち札幌市 | 約 350 万人泊 | 約 1,200 億円 |

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- 3/4 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開(令和2年度末をもって公開終了)

(4) 教育関連施設

- 6/12 少人数短時間登校(園)日設定期間終了
- 6/1 園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定
- ～5/31 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施
- ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知
- 4/22～5/6 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施
- ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)
- 4/14～5/6 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施
- ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13～22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止
- ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)

○市立学校における臨時休業等措置状況

別紙1「市立学校における臨時休業等措置状況」のとおり

(5) 地下鉄・市電

- 4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。)

- 3/18～ 地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表（毎週水曜日更新）
- 2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了）
- 3/3～ 地下鉄・市電の全車両の換気を実施（当分の間継続実施）
- 3/2～ 地下鉄・市電の全車両の消毒を実施（当分の間継続実施）

(6) 市有施設

別紙 2 「市有施設の状況」 のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出
(2020/4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出
(2020/2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16、10/23、10/29、11/7、11/17、11/26、12/4、12/11、12/25、2021/1/8、1/15、2/15、3/8、3/19、3/26、4/2、4/12、4/16)

○総務局

【2021年】

- 3/19～3/21 3月19日～21日の新聞紙面において、感染予防を呼びかける新聞広告を掲載
- 2/18 市内ドコモショップに対し、感染症予防啓発ポスターの掲出を依頼（順次掲出）

【2020年】

- 12/26～3/29 札幌駅前通地下歩行空間の柱において、感染症予防啓発物を掲出
- 12/25～3/19 感染症予防啓発に係るテレビCMの放映を実施（12/25～1/11及び1/29～2/7）。その他、12月26日・29日・1月4日の北海道新聞朝刊において予防啓発に係る広告を掲載したほか、屋外広告などで予防啓発を順次実施した
- 11/13～ 地下鉄中吊り広告に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/31 各地下鉄駅ホーム柵に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/30 すすきの駅構内において、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出した（～1/14）ほか、随時予防啓発ポスターを掲出
- 11/13～3/28 WEB広告において予防啓発を実施
- 11/12～1/14 ススキノラフィラ解体工事における仮囲いに、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出
- 3/9 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載
- 2/25 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

【2021年】

- 3/25 市内大学生より要望書手交
- 3/18 市内各大学及び短期大学に対し、道作成の普及啓発資材をメールで周知（道からの依頼）

- 3/16 市内専修学校及び各種学校に対し、新入生向け感染対策リーフレットを周知（道へ依頼）
- 3/11 市内各大学及び短期大学に対し、在校生向け感染対策リーフレットをメールで周知
- 3/8、3/15、 市公式ツイッターにおいて、大学生向け感染対策を周知
- 3/16
 - 3/8 札幌大学の学生との意見交換を実施（オンライン）
 - 3/8 国・札幌市と市内大学生との意見交換会を実施
- 2/28 在校生向けの感染対策リーフレットを掲載した市ホームページの QR コードを、「超まちフェス」で掲示
- 2/24、3/12 新入生向けの感染対策リーフレットを作成、郵送（第1弾：札幌大 240部）第2弾：札幌保健医療大 180部、天使大 250部、東海大 450部、武蔵女子短大 350部。この他の大学には、電子データにより周知）
- 2/2 市内各大学及び短期大学に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道市連名）
- 1/15 市内大学及び短期大学に対し、感染対策事例集を送付
- 1/13 「ほっかいどう若者応援プロジェクト」実行委員会（事務局：連合北海道札幌地区連合）主催の学生向け食料支援事業への後援名義使用を承認

【2020年】

- 11/19 市内大学及び短期大学に対し、市公式ツイッターの学生への周知と、ツイッターへのフォローを依頼
 - 8/20、10/16 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
 - 5/8 市内関係大学（8大学）に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり（5/18）。
 - 3/3、3/27、4/8 市内各大学及び短期大学（17大学）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
- ※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知（2020/4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7、11/9、11/18、11/27、12/11、12/25、2021/2/19、3/25）

○財政局

【2021年】

- 2/24 「令和3年度個人市民税・道民税（住民税）の申告期限の延長について」（市公式HPに申告期限の延長に関するページを掲載）
- 2/3 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公

式 HP に徴収猶予の特例制度の期間満了に関するページを掲載)

【2020 年】

- 5/12 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式 HP に徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- 4/28 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式 HP に市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- 4/22 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式 HP に法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- 4/20 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式 HP に縦覧期間延長について掲載)
- 4/17 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式 HP に契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- 4/10 「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式 HP 掲載)
- 4/9 「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税 HP に郵送での申請受付を掲載)
- 3/24 「令和 2 年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明(評価証明)の郵送請求活用依頼)
- 3/10 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税 HP での感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- 3/5 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式 HP に入札方法に関するお知らせを掲載)
- 2/25 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式 HP での感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

【2020 年】

- 7/5 「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式 HP に掲載し、町内会・自治会長へ周知
- 4/21 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載
- 3/10 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- 2/21～ 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(90 件(11/24 時

点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

○保健福祉局

【2020 年】

- 6/19 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- 6/12 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- 6/11 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載
- 6/4～ 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- 6/1～ 各单位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
 - 5/1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載
 - 5/1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載
- 4/20 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- 3/12 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載
- 3/11 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載
- 3/9 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- 2/26～ 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼（各区保健福祉課から通知）
- 2/25～ 各单位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼（各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付）

- 2/25 (一社)札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- 1/29 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施

○子ども未来局

【2021年】

- 4/19 「新型コロナウイルス関連情報（第1号）」を発行し、認可保育施設等へ情報提供
- 4/16 児童会館・ミニ児童会館における一部事業の休止等について、指定管理者及び市内小中学校長、施設を通じて利用者へ通知
- 4/14 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターの掲示について依頼
- 4/6 札幌市における感染状況に関する情報提供及びそれに伴う感染防止の徹底について、指定管理者へ通知
- 4/2 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染対策に係る対応チェックリストを送付。併せて、保育所等における感染者の発生状況等を情報提供。
- 3/31 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 3/2 認可保育施設等へ、新年度の保育所等新規利用者に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知・説明について依頼
- 2/18 児童会館・放課後児童クラブ利用者等に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知について、指定管理者及び放課後児童クラブ運営事業者へ通知

【2020年】

- 11/27 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 11/18 児童会館及び認可保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化（感染リスク回避の徹底）について、指定管理者及び施設へ通知
- 11/9 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う感染防止対策への協力について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者や施設を通じて保護者へ周知
- 11/2 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、改めて保護者に協力いただきたい事項等を整理の上、施設を通じて保護者へ周知
- 10/28 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- 9/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容に

- ついて、保護者へ周知
- 7/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
 - 6/10 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
 - 5/27 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
 - 5/1 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14 以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
 - 4/22 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23 からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
 - 4/13 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
 - 4/13 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
 - 3/27 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼
 - 3/9 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
 - 3/5 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

【2021年】

- 3/29 札幌市内における北海道警戒ステージ4相当の感染状況に伴うお知らせについて
- 3/8 北海道内における「集中対策期間」の終了に伴うお知らせについて
- 2/26 札幌市内の飲食店等における営業時間短縮要請の解除及び「集中対策期間」に伴うお知らせについて
- 2/15 北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る「集中対策期間」に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて
- 1/15 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 1/8 1都3県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴うお知らせについて

【2020年】

- 12/25 北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の変更に伴うお知らせについて
- 12/11 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 11/27 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」延長に係るお知らせについて
- 11/18 北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況について、関係団体への周知の協力要請
- 11/9 北海道警戒ステージ「ステージ3」への移行及びすすきの地区における営業時間短縮等について、関係団体への周知の協力要請
- 10/29 北海道警戒ステージ「ステージ2」への移行について、関係団体への周知の協力要請
- 8/7 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- 6/19 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- 6/4 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- 6/1 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- 5/7 ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- 4/24 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- 4/23 北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- 4/20 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- 4/9 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- 3/27 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- 3/9 ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請

- 3/3 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
(札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交)
- 2/27 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮
の要請(札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交)
- 1/30 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応につい
て通知を発送(1/30以降適宜)

○環境局

【2020年】

- 11/12 新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方や、感染の疑いのある方等がいる場合のごみの排出方法(「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」は燃やせるごみ、「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」は念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出、唾液等のついたペットボトル等は2重袋で排出、大型ごみは自宅療養終了後に排出)を市公式HPに記載。
- 7/9 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間(9:00~16:30)に変更することを市公式HPに掲載。
- 5/19 大型ごみ収集センター受付時間の短縮(5月21日開始、9:00~16:30を10:00~16:30に変更)について、市公式HPに掲載
- 5/13 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- 5/8 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- 5/8 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- 4/30、5/1、11/11 使用済みマスクなどの廃棄について(2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底)市公式HP等に掲載
- 3/9 使用済みマスクなどの廃棄について(飛散防止のためごみ袋の封の徹底)市公式HPに掲載

○建設局

【2021年】

- 3/17 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を再延長する旨を市公式HPに掲載

【2020年】

- 11/18 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を延長する旨を市公式HPに掲載
- 7/7 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式HPに掲載
- 5/30 ていねプールの営業中止について市公式HPに掲載
- 5/15 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載
- 4/16 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載
- 4/8 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載
- 3/27 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式HPに掲載
- 3/5 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

【2020年】

- 4/23 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局HPに掲載
- 3/11 来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

【2020年】

- 3/24 市民に対し市水道局HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- 3/2 市民に対し市水道局HPにて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

【2020年】

- 3/7～ ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- 3/4～ 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- 2/27～ 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- 2/8～ 予防啓発ポスターの掲示
- 2/3～ 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）

- 1/31～ 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- 1/30～ 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- 1/30～ 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

【2020年】

- 3/6 来庁せずにできる手続きについて市消防局HPに掲載

○病院局

【2020年】

- 3/23 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院HPに掲載
- 3/13 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院HPに掲載

市立学校における臨時休業等措置状況（2021. 4. 22 現在）

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|---------|---------------------------|--------------------------|
| 平岡中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/22～5/5 |
| 明園小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/21～5/3 |
| 北の沢小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 4/21～4/30 |
| 西園小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 4/21～4/30 |
| 手稲山口小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/21～4/30 |
| 平岸高校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 4/19～4/29 |
| 柏中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 4/19～4/29 |
| 清田高校 | 生徒 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/16～4/24 |
| 宮の森小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/16～4/27 |
| 札幌北中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/16～4/26 |
| 伏見小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/13～4/23 |
| 幌東中学校 | 教職員 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/10～4/22 |
| 川北小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/10～4/21 |
| 平岡中学校 | 生徒 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/9～4/20 |
| 美香保中学校 | 生徒 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/9～4/20 |
| 幌東中学校 | 教職員 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/9～4/19 |
| 真駒内中学校 | 教職員 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 4/7～4/15 |
| 資生館小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 4/1～4/8 |
| 藻岩小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | 3/31～4/5, 4/6 |
| 石山東小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 3/31～4/5 |
| 八条中学校 | 生徒 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 3/30～4/9, 4/10 |
| 鴻城小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/29～4/8 |
| 鴻城小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/26～4/5 |
| 藻岩小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/25～4/2 |
| 琴似中央小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/23～3/31 |
| 藤野中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/22～3/29 |
| 大倉山小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/20～3/31 |
| 新琴似西小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 3/13～3/25 |
| 光陽中学校 | 生徒 2 名 | ①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止 | ①3/13～3/26 ②3/13～3/25 |
| ノホロの丘小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/11～3/23 |
| 本通小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 3/6～3/17 |
| 駒岡小学校 | 教職員 1 名 | 担当学級を臨時休業 | 2/22～3/5 |
| 和光小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/22～3/5 |
| 福井野中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/22～3/5 |
| 新川高校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/20～3/4 |
| 啓北商業高校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/18～2/19 |
| 旭丘高校 | 教職員 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 2/17～3/1 |
| 南の沢小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/17～2/24 |

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|-------|------------------------------------|--|
| 元町中学校 | 関係者1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 2/16～2/23 |
| 北栄中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/13～2/24 |
| 西野中学校 | 生徒2名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 2/12～2/23 |
| あやめ野中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/11～2/22 |
| 手稲中央幼稚園 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/10～2/19 |
| 緑丘小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/8～2/15 |
| 新川高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/6～2/17 |
| 新光小学校 | 児童1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 2/5～2/17 |
| 光陽小学校 | 児童2名 | ①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止 | ①2/5～2/12, 2/16 ②2/5～2/12, 2/16 |
| 新琴似小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/5～2/17 |
| 和光小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 2/5～2/17 |
| 栄小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/4～2/16 |
| みどり小学校 | 児童2名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 2/4～2/12 |
| 光陽中学校 | 生徒2名 | ①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止 | ①2/3～2/12 ②2/3～2/13 |
| 西宮の沢小 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/2～2/12 |
| 屯田北中学校 | 生徒1名 | ①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止 | ①2/1～2/12 ②2/1～2/11, 12, 13 |
| 新川小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 2/1～2/12 |
| 光陽中学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 1/31～2/10、2/11 |
| 平岸高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 1/29～2/6 |
| 開成中等教育学校 | 生徒1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 1/28～2/4、2/5 |
| 大通高校 | 生徒1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 1/28～2/4、2/5 |
| 福住小学校 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 1/27～2/4 |
| 光陽小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 1/25～2/3 |
| 清田中学校 | 生徒3名 | ①在籍学級を臨時休業 (3学級) ②濃厚接触者を出席停止 | ①1/21～2/1 1/22～2/1 1/22～2/2 ②1/21～2/1 |
| 清田中学校 | 生徒3名 | ①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止 | ①1/21～1/29 1/21～2/1 ②1/20～1/31 |
| 清田中学校 | 生徒1名 | ①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止 | ①1/19～1/29 ②1/19～1/30 |
| 八条中学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 1/16～1/26 |
| 東白石小学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 1/15～1/27 |

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|--------|-----------------------------------|---------------|
| 明園小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/31～1/8 |
| あいの里西小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/29～1/8 |
| 札幌北小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/8 |
| 中沼小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/8 |
| 栄南小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/7 |
| 札幌小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/8 |
| 西小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/29～1/8 |
| 東光小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/8 |
| 伏古小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/29～1/8 |
| 開成小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | 12/29～1/8 |
| 川北小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | 12/29～1/8 |
| 山鼻中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/29～1/1 |
| 陵陽中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/28～1/6 |
| 米里小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/28～1/8 |
| 札幌中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/28～1/8 |
| 東山小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | 12/27～1/6 |
| 二十四軒小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27～1/6 |
| 発寒南小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を含む2学級を 臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/6 |
| 幌東中学校 | 生徒 4 名 | 在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/6 |
| 琴似中学校 | 生徒 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | 12/27～1/6 |
| 啓明中学校 | 生徒 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/4、1/6 |
| 幌東小学校 | 児童 4 名 | 在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/5、1/6 |
| 柏丘中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27～1/6 |
| 東園小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27～1/6 |
| 宮の丘中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27～1/6 |
| 平和通小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/6 |
| 美園小学校 | 児童 3 名 | 在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/6 |
| 月寒東小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 12/27～1/6 |
| みどり小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27～1/6 |

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|-------|-------------------------|-------------|
| | | (2学級) | |
| 日新小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27~1/6 |
| 八条中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/27~1/6 |
| 八条中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/26~1/6 |
| 向陵中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/26~1/6 |
| 前田中央小 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/25~1/5 |
| 手稲山口小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/22~1/1 |
| 幌東中学校 | 生徒1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 12/21~12/31 |
| 東栄中学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 12/21~12/29 |
| 拓北小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/20~12/30 |
| 篠路中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/20~12/29 |
| 北小学校 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/12~12/23 |
| 平岸中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/9~12/16 |
| 藻岩高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/8~12/18 |
| あいの里西小 | 児童2名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/7~12/18 |
| あいの里東中 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/7~12/18 |
| 新川高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/7~12/16 |
| 太平中学校 | 生徒2名 | 在籍学年を臨時休業 | 12/5~12/16 |
| 太平中学校 | - | 感染者の増加により 1学年を臨時休業 | 12/4~12/14 |
| 向陵中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/5~12/18 |
| 中の島小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/4~12/10 |
| 月寒中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/4~12/15 |
| 円山小学校 | 児童2名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/4~12/15 |
| 平岸小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/4~12/9 |
| 啓北商業高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/3~12/15 |
| 太平中学校 | 生徒2名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/3~12/14 |
| 太平中学校 | 生徒1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 12/3~12/7 |
| 平岸高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/2~12/11 |
| 琴似中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/1~12/11 |
| 啓明中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 12/1~12/11 |
| もみじの丘小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 12/1~12/11 |
| 太平中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/30~12/11 |
| 開成中等教育学校 | 生徒1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 11/28~12/4 |
| 太平中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/28~12/9 |
| 琴似中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/28~12/6 |

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|-------|-------------------------|-----------------------------|
| 和光小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/27～12/2 |
| 太平中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/27～12/4 |
| 平岡中央中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/26～12/5 |
| 二十四軒小学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 11/26～12/2 |
| 光陽小学校 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 | 11/24～12/4 |
| 羊丘中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/24～12/4 |
| 新川高校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/23～12/1 |
| 東光小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/24～11/30 |
| 真駒内桜山小学校 | 児童2名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/23～12/2 |
| 東光小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/22～11/27 |
| 伏見中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/22～11/26 |
| 南が丘中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/22～11/30 |
| 東光小学校 | 児童3名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) | ①11/21～12/1 ②11/22～11/27 |
| 篠路西中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/21～12/2 |
| 光陽中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/20～12/1 |
| 北都小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/19～12/2 |
| 常盤中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/17～11/25 |
| 北都中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/17～11/27 |
| 中の島小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/16～11/20 |
| 栄南中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/15～11/27 |
| 大谷地小学校 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/14～11/24 |
| 平和小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/13～11/20 |
| 栄中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/12～11/23 |
| 東白石小学校 | 教職員1名 | 濃厚接触者を出席停止 | 11/12～11/19 |
| 栄中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/12～11/20 |
| 札幌小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/11～11/16 |
| 小野幌小学校 | 児童1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/10～11/20 |
| 藻岩小学校 | 教職員1名 | 担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/10～11/20 |
| 拓北小学校 | 教職員1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/9～11/19 |
| 栄中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/9～11/16 |
| 藤野中学校 | 生徒1名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/9～11/18 |

| 学校 | 感染者 | 措置内容 | 措置期間 |
|----------|---------|----------------------------------|-------------|
| 北小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 11/9～11/20 |
| 平岡小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 11/7～11/18 |
| 栄中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/7～11/16 |
| 百合が原小学校 | 教職員 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/7～11/18 |
| 中央小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/7～11/16 |
| 栄中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/5～11/13 |
| 手稲山口小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/1～11/12 |
| 豊明高等支援学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 11/1～11/10 |
| 藻岩高校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止 | 10/31～11/11 |
| 北野台中学校 | 教職員 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 10/30～11/6 |
| 豊平小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 10/26～11/6 |
| 開成小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 10/25～11/5 |
| 平岡南小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 10/24～11/4 |
| 中の島中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 10/12～10/22 |
| 新琴似南小学校 | 児童 2 名 | 在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止 | 10/7～10/15 |
| 手稲西小学校 | 教職員 1 名 | 担当学級を臨時休業 | 9/29～10/9 |
| 明園中学校 | 生徒 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 9/19～9/24 |
| 明園小学校 | 児童 1 名 | 在籍学級を臨時休業 | 9/14～9/23 |
| 伏見小学校 | 児童 1 名 | 濃厚接触者を出席停止 | 9/12～9/23 |
| 伏見小学校 | 児童 1 名 | 在籍学年を臨時休業 | 7/13～7/23 |

市有施設の状況(2021.4.23時点)

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|---------------|------|-----------------|--|--|---|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 1 | 中央 | 札幌市公文書館 | 開館 | 実施済 | 閲覧室の利用時間は当面の間午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで) ※閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡 ※電話・メールでの問合せには対応 | ・【閲覧室】使用可能な座席総数の半数以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) | 総)公文書館(521-0205) |
| 2 | 白石 | 札幌国際交流館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時～21時)の一般開放を休止(体育館) ・18時以降の一般開放を休止(プール) | ・収容率の50%以内 ・机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数や利用目的に応じて制限あり | 総)国際部交流課(211-2032) |
| 3 | 中央 | 大通情報ステーション | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(10時～18時まで) | ・飲食禁止(水分補給を除く) | 政)都心まちづくり課(211-2692) |
| 4 | 中央 | 札幌駅前通地下広場 | 開館 | - | - | ・令和3年4月24日以降イベント利用を18時までとする。 | 政)都市交通課(211-2492) |
| 5 | 白石 | 札幌市共同利用館 | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時30分～18時まで) ・貸室の利用時間も18時まで | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) | 市)アイヌ施策課(211-2277) |
| 6 | 南 | アイヌ文化交流センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(8時45分～18時まで) ・貸室の利用時間も18時まで | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) | 市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961) |
| 7 | 全区 | 区民センター(計10施設) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時～18時まで) ※夜間区分(18時～21時まで)の貸し出しを休止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |
| 8 | 全区 | 地区センター(計24施設) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時～18時まで) ※夜間区分(18時～21時まで)の貸し出しを休止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |
| 9 | 北 | 地区集会所(篠路) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(8時～16時30分まで) ※夜間(17:00～21:00)区分の貸し出しを休止。 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |
| 10 | 北 | 篠路コミュニティセンター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時～18時まで) ※夜間区分(18時～21時まで)の貸し出しを休止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |
| 11 | 厚別 | 札幌市厚別中央市民交流広場 | 閉鎖 | - | 令和3年5月31日まで閉鎖中 | | 市)区政課(211-2252) |
| 12 | 清田 | 札幌市清田市民交流広場 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 全日、広場の貸し出しを休止。 | | 市)区政課(211-2252) |
| 13 | 南 | 地区集会所(定山溪) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(8時～16時30分まで) ※夜間(17:00～21:00)区分の貸し出しを休止。 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|----------------------------------|------|-------------|---|--|-----------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 14 | 手稲 | 手稲コミュニティセンター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時～18時まで) ※夜間区分(18時～21時まで)の貸し出しを休止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ・カラオケ設備の利用禁止 | 市)区政課(211-2252) |
| 15 | 白石 | 札幌市計量検査所(定期検査センター) | 開館 | - | - | 貸室なし | 市)札幌市計量検査所(846-6681) |
| 16 | 中央 | 市民活動プラザ星園(貸室) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(9時～18時まで) ※貸室について夜間区分(18時～21時)の利用中止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり | 市)市民活動促進担当課(211-2964) |
| 17 | 北 | 札幌市市民活動サポートセンター (札幌エルプラザ 2階) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 開館時間8時45分～18時に短縮(男女共同参画センター等貸室の夜間区分の利用を中止するため) | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・機器などの利用に一部制限あり | 市)市民活動促進担当課(211-2964) |
| 18 | 北 | 札幌市消費者センター (札幌エルプラザ 2階) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室について夜間区分(18時～22時)の利用中止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) | 市)消費生活課(211-2245) |
| 19 | 北 | 札幌市男女共同参画センター (札幌エルプラザ1、3、4階) | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間の短縮(8時45分～18時まで) ※貸室について夜間区分(18時～22時)の利用中止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・貸室収容人数に一部制限あり ・物品等について一部貸出制限あり ・音楽スタジオの利用のうち、カラオケ機器(マイク)の貸出を中止 | 市)男女共同参画課(211-2962) |
| 20 | 中央 | 旧札幌農学校演武場(時計台) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 見学:8時45分～17時10分まで(現行どおり) ホール:新規貸室予約は中止(17時30分～21時まで) | ・利用人数に一部制限あり | 市)文化財課(211-2312) |
| 21 | 中央 | 豊平館 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 見学:9時～17時まで(現行通り) 貸室:新規貸室予約は中止(17時～22時まで) | ・利用人数に一部制限あり | 市)文化財課(211-2312) |
| 22 | 中央 | 旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 見学:9時～17時までに短縮(現行22時まで) 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(18時～21時まで) | ・展示、利用人数に一部制限あり | 市)文化財課(211-2312) |
| 23 | 北 | 清華亭 | 開館 | 通常開館時間 | 9時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 24 | 北 | 新琴似屯田兵中隊本部 | 開館 | 通常開館時間 | 10時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 25 | 北 | 屯田郷土資料館 | 開館 | 通常開館時間 | 9時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 26 | 東 | 札幌村郷土記念館 | 開館 | 通常開館時間 | 10時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 27 | 豊平 | つきさつ郷土資料館 | 開館 | 通常開館時間 | 10時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|--------------------|------|--------------------------------------|---|--|------------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 28 | 豊平 | 福住開拓記念館 | 開館 | 通常開館時間 | 8時45分～17時15分まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 29 | 南 | 旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋) | 開館 | 通常開館時間 | 9時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 30 | 西 | 琴似屯田兵村兵屋跡 | 開館 | 通常開館時間 | 9時～16時まで | ・貸室なし | 市)文化財課(211-2312) |
| 31 | 西 | 手稲記念館 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 見学:9時～17時まで(現行通り) 研修室:新規貸室予約(夜間)は中止(18時～21時まで) | ・利用人数・利用目的など一部制限あり | 市)文化財課(211-2312) |
| 32 | 東 | 丘珠縄文遺跡 | 開館 | 通常開館時間 | 9時～17時まで | ・体験学習館は令和2年11月4日より冬期休館中(～令和3年4月28日まで) ・おかだま縄文展示室は開館中(展示に一部制限あり、団体利用休止) ・貸室なし | 市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430) |
| 33 | 中央 | 埋蔵文化財センター | 開館 | 通常開館時間 | 8時45分～17時15分まで | ・貸室なし ・団体利用休止 | 市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430) |
| 34 | 中央 | 旧札幌控訴院(札幌市資料館) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 17時以降の利用受付停止 | ・利用人数に一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 35 | 中央 | 札幌市民交流プラザ | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(17時～22時まで) | ・既存予約分については、24日分から順次時短要請 ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 36 | 中央 | 札幌コンサートホール | 休館 | - | 令和3年6月30日まで休館中 | ・改修工事のため令和3年6月30日まで休館 | 市)文化振興課(211-2261) |
| 37 | 中央 | 札幌市教育文化会館 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(17時～21時まで) | ・既存予約分については、24日分から順次時短要請 ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 38 | 中央 | 札幌市民ギャラリー | 開館 | 通常開館時間 | 10時～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 39 | 中央 | あけぼのアート&コミュニティセンター | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(18時～22時まで) | ・利用人数に一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 40 | 豊平 | さっぽろ天神山アートスタジオ | 開館 | 令和3年4月24日～ | 夜間区分(18時～21時)の利用受付停止 | ・利用人数に一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 41 | 南 | 札幌芸術の森(子どもアトリエ) | 開館 | ～令和3年4月28日 令和3年4月29日～ (通常開館時間) | 9時45分～15時30分まで 9時45分～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|------------------------|------|------------------------|--|--|-------------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 42 | 南 | 札幌芸術の森 (工芸館) | 開館 | 通常開館時間 | 9時45分～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 43 | 南 | 札幌芸術の森 (有島武郎旧邸) | 開館 | 通常開館時間 | 9時45分～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 44 | 南 | 札幌芸術の森 (アートホール) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(17時～23時まで) | ・既存予約分については、24日分から順次時短要請 ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 45 | 南 | 札幌芸術の森 (野外ステージ) | 開館 | 通常開館時間 | 9時45分～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 46 | 南 | 札幌芸術の森 (アトリエ、ロッジ) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室:新規貸室予約(夜間)は中止(17時～23時まで) | ・既存予約分については、24日分から順次時短要請 ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 47 | 北 | 情報センター (札幌エルプラザ 1階) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 開館時間9～18時に短縮(男女共同参画センター等貸室の夜間区分の利用を中止するため) | ・椅子の間引き等で全体の利用人数を制限 ・飲食禁止(水分補給を除く) | 市)男女共同参画課(211-2962) |
| 48 | 南 | 札幌芸術の森 (工芸研修室等) | 開館 | 通常開館時間 | 9時45分～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 49 | 西 | ターミナルプラザことばバス | 休館 | - | - | ・再開に向けて調整中 | 市)文化振興課(211-2261) |
| 50 | 中央 | 本郷新記念札幌彫刻美術館 | 開館 | 通常開館時間 | 10時～17時まで | ・利用人数など一部制限あり | 市)文化振興課(211-2261) |
| 51 | 南 | 札幌芸術の森 (屋内美術館) | 開館 | 令和3年4月29日～ (通常開館時間) | 9時45分～17時まで | | 市)文化振興課(211-2261) |
| 52 | 南 | 札幌芸術の森(屋外美術館) | 休館 | 令和3年4月29日～ (通常開館時間) | 9時45分～17時まで | ・令和2年11月4日より冬期休館中(～4/28まで) | 市)文化振興課(211-2261) |
| 53 | 豊平 | 博物館活動センター | 開館 | 通常開館時間 | 10時～17時まで | ・飲食禁止(水分補給を除く) ・展示内容等により利用人数一部制限あり ・貸室なし | 市)文化振興課博物館担当係(374-5002) |
| 54 | 中央 | 北ガスアリーナ札幌46 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 55 | 中央 | 中島体育センター | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|--|------|-----------------|--|---|-----------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 56 | 中央 | 円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場) | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・椅子等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・陸上競技場は4月～令和4年3月工事休館 ・庭球場は4月24日(土)オープン予定 ・球場は4月25日(日)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 57 | 中央 | 大倉山ジャンプ競技場 | 開館 | - | ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・椅子等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 58 | 中央 | 宮の森ジャンプ競技場 | 開館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・椅子等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 59 | 中央 | 荒井山シヤンツェ | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・4月24日(土)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 60 | 中央 | 中島公園庭球場 | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・4月29日(木)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 61 | 中央 | 札幌オリンピックミュージアム | 開館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・椅子等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 62 | 北 | 北区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 63 | 北 | 麻生球場 (庭球場含む) | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・利用人数など一部制限あり ・4月24日(土)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 64 | 東 | 東区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 65 | 東 | 東温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・18時以降の一般開放を休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 66 | 東 | 美香保体育館 (公園野球場含む) | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・公園野球場は、4月29日(木)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 67 | 東 | スポーツ交流施設(つどいむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む) | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・屋外施設は、5月1日(土)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|----------------------------|------|-----------------|---|--|-----------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 68 | 東 | 東雁来公園サッカー場 | 開館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・椅子等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 69 | 白石 | 白石区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 70 | 白石 | 白石温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 71 | 厚別 | 厚別区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 72 | 厚別 | 厚別温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 73 | 厚別 | 厚別公園競技場 (補助競技場含む) | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 74 | 豊平 | 豊平区体育館 (付属野球場含む) | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・付属野球場は5月1日オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 75 | 豊平 | 豊平公園温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 76 | 豊平 | 平岸プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 77 | 豊平 | 月寒体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・18時以降の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 78 | 豊平 | 月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場) | 休館 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 利用人数など一部制限あり 4月29日(木)オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 79 | 豊平 | どうぎんカーリングスタジアム | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・21時以降の時間延長の原則休止 ※チケット販売済のイベントは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|-------------------|------|-----------------|--|---|----------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 80 | 豊平 | 平岸庭球場 | 開館 | - | - | 収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 81 | 豊平 | 札幌ドーム | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・開館時間の短縮(21時まで) ※利用申込済のものは21時までの時短の協力要請。チケット販売済のイベントは対象外。 ※トレーニングルームは18時まで | 収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 82 | 清田 | 清田区体育館・温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止(体育館) ・18時以降の一般開放を休止(プール) ・21時以降の時間延長の原則休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 83 | 清田 | 白旗山競技場 | 休館 | - | - | ・収容率の50%以内 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり ・芝養生のため9月1日オープン予定 | ス)施設課(211-3045) |
| 84 | 南 | 南区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 85 | 南 | 藤野野外スポーツ交流施設(フッズ) | 休館 | - | - | ・利用人数など一部制限あり ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・BBQコーナーは利用休止 ・オープン時期調整中 | ス)施設課(211-3045) |
| 86 | 西 | 西区体育館・温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止(体育館) ・18時以降の一般開放を休止(プール) ・21時以降の時間延長の原則休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 87 | 西 | 宮の沢屋内競技場 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 ・21時以降の時間延長の原則休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 88 | 手稲 | 手稲区体育館 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・夜間区分(17時30分～21時)の一般開放を休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 89 | 手稲 | 手稲曙温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・18時以降の一般開放を休止 | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 90 | 手稲 | 星置スケート場 | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | ・18時以降の一般開放を休止 ・開館時間の短縮(21時まで) | ・収容率の50%以内 ・【ロビー】机等の備品の一時撤去 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数など一部制限あり | ス)施設課(211-3045) |
| 91 | 中央 | 中央健康づくりセンター | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | トレーニング室の開館時間を短縮(9:30～18:00まで) | ・定員の50%以内 ・水分補給を除き、飲食禁止 ・利用人数など一部制限あり | 保)保健所健康企画課(622-5153) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|---------------|------|-------------|--|---|------------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 92 | 中央 | 社会福祉総合センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | 【貸会議室】利用時間の短縮(9時～16時まで) ※夜間区分(17時～21時まで)の貸し出しを休止 【運動浴室】利用時間の短縮(9時～18時まで) | ・【貸会議室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・【1階カフェふらっと】飲食可能 ・【貸会議室】大きな声を発したり歌唱するもの、カラオケは禁止 ・貸会議室については利用人数など一部制限あり | 保)地域福祉推進担当課(211-2932) |
| 93 | 中央 | 中央老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 94 | 北 | 北老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 95 | 東 | 東老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 96 | 白石 | 白石老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 97 | 厚別 | 厚別老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 98 | 豊平 | 豊平老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 99 | 清田 | 清田老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 100 | 南 | 南老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 101 | 南 | 保養センター駒岡 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 集会の用に供する部分について、利用時間短縮(21時まで)の協力依頼 宴会用途の貸室利用は休止するよう協力依頼 | ・定員の50%以内 ・【レストラン】定員の50%以内 ※宿泊施設のため、飲食の制限対象外 ・教養講座(発声)、カラオケ等は引き続き休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 102 | 西 | 西老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 103 | 手稲 | 手稲老人福祉センター | 開館 | - | 開館時間の制限は行わない(開館時間:9時～17時) | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・感染リスクが高い教養講座、行事、レクリエーション活動等は休止。また、カラオケ設備については引き続き利用休止。 | 保)高齢福祉課(211-2976) |
| 104 | 中央 | 視聴覚障がい者情報センター | 開館 | 令和3年4月26日～ | 開館時間は最大18:00まで | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応(貸出受付時間短縮対応:火・水・木・金 8時45分～16時15分) ・一部の事業を11月18日より当面の間、休止 ・会議室の貸出を利用人数など一部制限設定し再開 | 保)身体障害者更生相談所(631-6747) |
| 105 | 西 | 身体障害者福祉センター | 開館 | 令和3年4月26日～ | 開館時間は最大18:00まで | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・利用人数など一部制限あり ※詳細については、施設HPでご確認いただくか、指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8850)にお問い合わせください。 | 保)身体障害者更生相談所(641-8852) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|---------------------|------|-----------------|--|---|-------------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 106 | 東 | 東健康づくりセンター | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | トレーニング室の開館時間を短縮(9:30～18:00まで) | ・定員の50%以下 ・水分補給を除き、飲食禁止 ・利用人数など一部制限あり | 保)保健所健康企画課(622-5153) |
| 107 | 西 | 西健康づくりセンター | 開館 | 令和3年4月24日～5月11日 | トレーニング室の開館時間を短縮(9:30～18:00まで) | ・定員の50%以下 ・水分補給を除き、飲食禁止 ・利用人数など一部制限あり | 保)保健所健康企画課(622-5153) |
| 108 | 中央 | 札幌市こども人形劇場こぐま座 | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間を18時までとする。 | ・【ホール】観客収容率50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 109 | 中央 | 若者支援総合センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・施設(貸室以外)の利用時間を19時までとする。 ・貸室の夜間区分(19～22時)は利用停止 | ・定員の50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・これまで用途により人数制限を設けていたが、全ての利用に拡大。 ・貸室の夜間利用区分は19時～22時。 | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 110 | 東 | 札幌市こどもの劇場やまびこ座 | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・開館時間を18時までとする。 ・貸室の夜間区分(18～22時)は利用停止 | ・【ホール】観客収容率50%以内 ・【貸室】利用人数に制限 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・貸室の夜間利用区分は18時～22時。 | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 111 | 東 | アカシア若者活動センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・施設(貸室以外)の利用時間を19時までとする。 ・貸室の夜間区分(19～22時)は利用停止 | ・定員の50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・これまで用途により人数制限を設けていたが、全ての利用に拡大。 ・貸室の夜間利用区分は19時～22時。 | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 112 | 白石 | ポプラ若者活動センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・施設(貸室以外)の利用時間を19時までとする。 ・貸室の夜間区分(19～22時)は利用停止 | ・定員の50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・これまで用途により人数制限を設けていたが、全ての利用に拡大。 ・貸室の夜間利用区分は19時～22時。 | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 113 | 豊平 | 豊平若者活動センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・施設(貸室以外)の利用時間を19時までとする。 ・貸室の夜間区分(19～22時)は利用停止 | ・定員の50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・これまで用途により人数制限を設けていたが、全ての利用に拡大。 ・貸室の夜間利用区分は19時～22時。 | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 114 | 西 | 宮の沢若者活動センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・施設(貸室以外)の利用時間を19時までとする。 ・貸室の夜間区分(19～22時)は利用停止 | ・定員の50%以内 ・複数人での飲食禁止(水分補給を除く) ・3月1日より施設の改修工事に伴い休館し、3月8日より一時移転先にて開館予定(貸室業務は引き続き休止) | 子)子どもの権利推進課(211-2942) |
| 115 | 中央 | まちなかキッズサロンおどりんこ | 開館 | 令和2年6月15日～ | ・1日あたり3クール(11:00～12:30、13:00～14:30、15:00～16:00) ・1クールあたり概ね10組程度 | ・飲食禁止(水分補給を除く) | 子)子育て支援課(211-2988) |
| 116 | 全区 | 児童会館・ミニ児童会館(計200施設) | 開館 | 令和3年4月26日～ | 【貸室】夜間の利用休止(4月26日以降新規予約受付分～) | ・4月26日より自由来館及びふりーたいむ(中高生の夜間利用)の休止 ※一部の館を除く ・【貸室】飲食を主目的とした活動については利用禁止(4月19日以降予約受付分～) | 子)放課後児童担当課(211-2989) |
| 117 | 厚別 | 札幌市エレクトロニクスセンター | 開館 | 令和3年4月22日～ | 夜間(18:00～21:00)の利用は(予約が入っているものも含め)一律休止 | ・【各室】定員の50%以内 ・【多目的ホール以外の一般開放エリア】飲食禁止 ・【飲食可能スペース】テーブルの利用人数制限、感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・講堂のスポーツ利用は休止 ・利用人数など一部制限あり | 経)IT・イノベーション課(211-2379) |
| 118 | 中央 | さっぽろテレビ塔 | 開館 | — | — | ※関係団体の所管する施設 ・【エレベーター・展望台】定員の33%以内 ・【貸会議室】定員の50%以内 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 119 | 中央 | 札幌もいわ山ロープウェイ | 開館 | — | — | ※関係団体の所管する施設 ・【ロープウェイ搬器】定員66名のところ、約半数程度に制限 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |

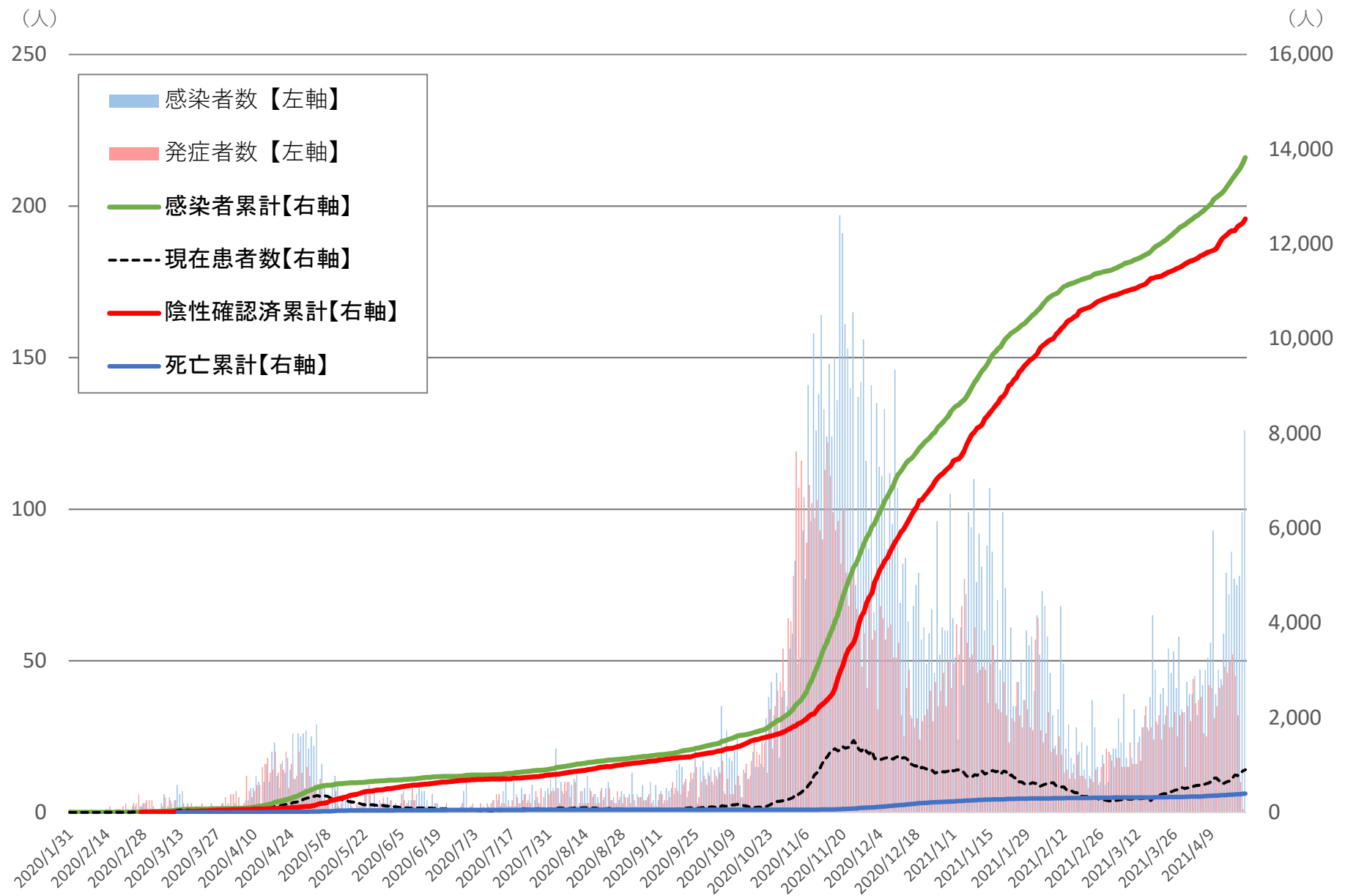
| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|---------------------------------|------|-------------|---|--|------------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 120 | 北 | 北海道さっぽろ観光案内所 | 開館 | 令和2年6月1日～ | 営業時間を10時～17時30分に短縮 | | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 121 | 白石 | 札幌コンベンションセンター | 開館 | 令和3年4月24日～ | 【貸室等】夜間区分の新規予約を休止 【レストラン】従前より17時で営業終了 | ・【貸室等】定員の50%以内、感染症対策が徹底できない場合は飲食禁止 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 122 | 豊平 | さっぽろ羊ヶ丘展望台 | 開館 | — | — | ※関係団体の所管する施設 ・5月以降の営業時間も9時～17時に短縮 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 123 | 豊平 | 札幌国際ユースホテル | 開館 | — | — | ・【集会室】(10時～15時の営業)定員の50%以内、飲食禁止 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 124 | 白石 | 札幌市産業振興センター | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・夜間利用(18時～22時)までの利用休止 ・予約済のものに關しても、一律休止 ・トレーニングルームの夜間(18時～22時)の一般開放休止 | ・定員の50%以内 ・飲食禁止(2階ラウンジ等を除く) ・【飲食可能スペース】机や椅子の一時撤去、飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・利用人数・利用目的など一部制限あり | 経)経済企画課(211-2352) |
| 125 | 東 | サッポロさとらんど | 開館 | 令和3年4月21日～ | 【貸室】夜間の利用受付休止 | ・【貸室】各室定員の50%以内 ・炊事広場は令和3年度も当面の間利用中止 ・センターハウスホール、貸室等での飲食禁止(水分補給を除く) ・4/29からの夏季営業に伴うクイズラリー、求場プレゼント等は中止 | 経)農政課(211-2406) |
| 126 | 南 | 藻岩山登山者休憩所 | 開館 | — | — | ・4/24から当面の間、トイレのみ利用可とする。 | 経)観光・MICE推進課(211-2376) |
| 127 | 中央 | 札幌市中央卸売市場 (市場見学、調理実習室のみ) | 開館 | 休止中 | | ・市場見学、調理実習室(貸室)の休止 | 経)中央卸売市場管理課(611-3111) |
| 128 | 北 | 札幌サンプラザ温水プール | 開館 | 令和3年4月24日～ | ・18時以降の一般開放を休止 | ・【更衣室】入場制限 ・【観覧席】席の間引き ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 | 札幌サンプラザ(717-2711) |
| 129 | 北 | 札幌市環境プラザ | 開館 | 令和3年4月24日～ | 貸室について夜間区分(18時～22時)の利用中止 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・見学ツアーは、令和3年4月24日以降中止 | 環)環境政策課(211-2877) |
| 130 | 中央 | 円山動物園 | 開館 | 通常開館時間 | 9時30分～16時30分まで | ・4月24日より、入場者数制限を8,000人/日から、5,000人/日に強化(完全予約制) ・【屋内休憩スペース】換気の強化、テーブル・イスを間引く | 環)経営管理課(621-1426) |
| 131 | 中央 | 札幌市リサイクルプラザ | 開館 | 通常開館時間 | 10時～18時まで | ・収容人員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・施設の改修工事に伴い、4月1日より一時移転先にて開館 | 環)循環型社会推進課(211-2928) |
| 132 | 厚別 | 札幌市リユースプラザ (厚別地区リサイクルセンター含む) | 開館 | 通常開館時間 | 10時～16時まで | ・収容人員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・昨年度から停止している一部資源物(古着・古布)の受入を、当面の間、継続する。 | 環)循環型社会推進課(211-2928) |
| 133 | 各区 | 各地区リサイクルセンター (中央・北・西) | 開館 | 通常開館時間 | 中央:10時～15時まで 北・西:10時～16時まで | ・建物内への立入は1組のみ ・資源物の回収拠点であり、市民の滞留が無いため飲食の制限は特に無し ・昨年度から停止している一部資源物(古着・古布)の受入を、当面の間、継続する。 | 環)循環型社会推進課(211-2928) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|---------------------------------|-------|-------------|-------------------------|---|---------------------|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 134 | 全区 | 公園内の有料運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等) | 一部閉鎖 | - | - | ・飲食時の感染症対策(会話を控える、少人数、短時間)の呼びかけ ・一部冬期閉鎖中。順次開放予定 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 135 | 中央 | 大通公園(噴水) | 閉鎖中 | 令和3年4月24日～ | ・夜間の運転中止(18:00～21:00) | ・通常運転時間 7:00～21:00 ※通水開始は4月24日9:00から ※オリバラ占用により3丁目:5月6日～閉鎖、4丁目:閉鎖中 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 136 | 中央 | 旭山記念公園(森の家・レストハウス) | 一部閉鎖中 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・4月24日よりレストハウスの開放 ・通常開館時間 森の家 10:00～16:00、レストハウス 10:00～17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 137 | 中央 | 円山公園休憩所 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:00～17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 138 | 北 | 百合が原公園 (緑のセンター、リリートレイン駅舎) | 一部閉鎖中 | - | - | ・混雑時一部制限 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・4月24日よりリリートレイン・世界の庭園の開園 ・通常開館時間 緑のセンター 8:45～17:15、リリートレイン 10:00～15:40 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 139 | 北 | 茨戸川緑地休憩所 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 7:00～18:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 140 | 東 | モエレ沼公園 (ガラスのピラミッド、フィールドハウス) | 開館 | 令和3年4月29日～ | ・ガラスのピラミッド:18時以降の一般利用休止 | ・【貸室】定員の50%以内 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・4月16日よりフィールドハウスの開放 ・通常開館時間 ガラスのピラミッド 9:00～19:00、フィールドハウス 9:00～16:30 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 141 | 東 | モエレ沼公園(海の噴水) | 閉鎖中 | 令和3年4月29日～ | ・夜間の運転中止(18:00～18:45) | ・通常運転時間 10:30～18:45 ※通水開始は4月29日から | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 142 | 白石 | 川下公園リラックスプラザ (プール、浴室、屋内遊具) | 開館 | 令和3年4月27日～ | ・18時以降の利用休止 | ・混雑時一部制限 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 リラックスプラザ全体 9:00～21:00、プール浴室 10:00～20:50 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 143 | 豊平 | 豊平公園緑のセンター | 開館 | - | - | ・【貸室】定員の50%以内 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 8:45～17:15 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 144 | 豊平 | 月寒公園休憩所 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 パークライフセンター 9:00～17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 145 | 豊平 | 西岡公園休憩所 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:00～17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |

| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|------|---------------------------------|------|-------------|-------------------|--|---|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 146 | 清田 | 平岡公園管理事務所休憩スペース | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:00~17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 147 | 清田 | 平岡樹芸センター管理事務所(講義室、休憩所) | 閉鎖中 | - | - | ・【貸室】定員の50%以内 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・4月29日より開館予定 ・通常開館時間 8:45~17:15 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 148 | 南 | 札幌市豊平川さけ科学館 | 開館 | - | - | ・混雑時一部制限 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・さかな館は天候に応じて休館の場合あり ・通常開館時間 9:15~16:45 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 149 | 南 | エドウィン・ダン記念館 | 開館 | - | - | ・混雑時一部制限 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・説明案内業務休止中(自由観覧可) ・通常開館時間 9:30~16:30 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 150 | 西 | 農試公園ツインキャップ | 開館 | 令和3年4月24日~ | ・18時以降の一般開放を休止 | ・定員の50%以内 ・【休憩スペース】席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:00~21:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 151 | 西 | 五天山公園管理事務所休憩所・環境学習館 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:00~17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 152 | 手稲 | 前田森林公園管理事務所休憩所、休憩舎、展望ラウンジ | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 9:30~16:30 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 153 | 手稲 | 星観緑地休憩所 | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・通常開館時間 8:30~17:15 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 154 | 手稲 | 山口緑地レストハウス | 開館 | - | - | ・席を間引く等の対応 ・飲食時の感染症対策(会話を控える、少人数、短時間)の呼びかけ ・4月20日より開放 ・通常開館時間 8:00~17:00 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 155 | 全区 | 各公園内の炊事広場 | 閉鎖 | - | - | ・令和3年度は当分の間利用中止 | 建)みどりの管理課(211-2536) |
| 156 | 北 | 札幌市下水道科学館 | 開館 | 通常開館時間 | 通常どおり(9:30~17:00) | ・収容人員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・一部展示は利用休止 | 下)経営企画課(818-3452) |
| 157 | 各区市外 | 水再生プラザ内運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場) | 一部閉鎖 | 通常開館時間 | 通常どおり(6:00~19:00) | ・飲食時の感染症対策(会話を控える、少人数、短時間)の呼びかけ ・順次開放予定 | 新川水再生プラザパークゴルフ場:西)維持管理課(667-3201) 手稲水再生プラザパークゴルフ場: 手)地域振興課(681-2445) 上記以外の施設:下)処理施設課(818-3431) |
| 158 | 全区 | 直営市営住宅集会所(計34施設) | 開館 | 令和3年4月24日~ | 夜間(午後5時以降)の利用休止 | ・定員の50%以内にて従前より運用中 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・カラオケの禁止 ・自治会等が主催して敷地内で行われる集客イベントについて、自粛を要請している。 | 都)住宅課(211-2806) |

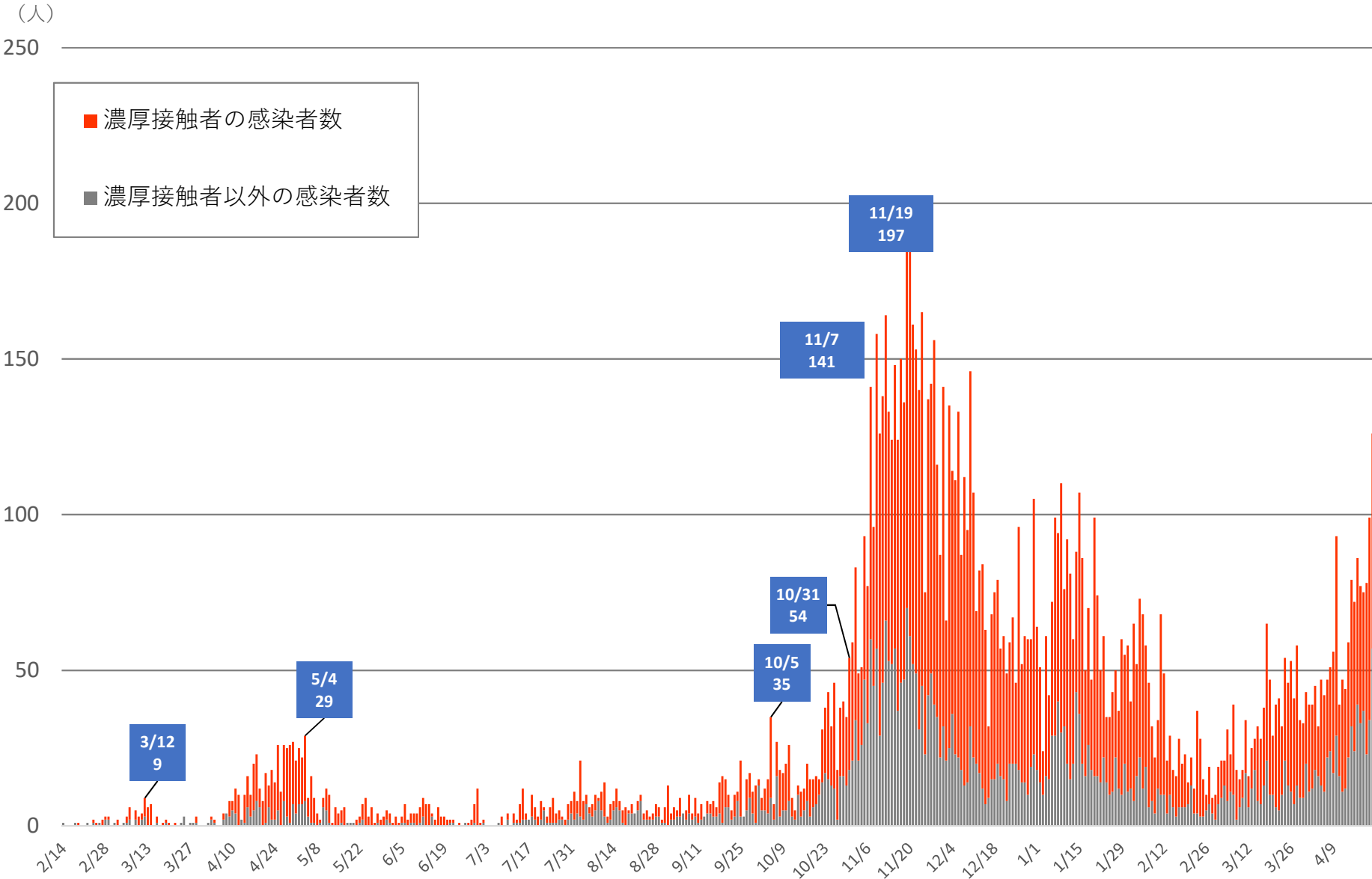
| No. | 区 | 施設名 | 開館状況 | 開館時間の制限(期間) | | その他の制限 | 施設所管課(連絡先) |
|-----|----|------------------|------|-------------|--|---|--|
| | | | | 期間 | 制限の内容 | | |
| 159 | 中央 | 札幌市水道記念館 | 開館 | - | - (従前より開館時間は9時30分～16時30分) | ・団体による入場を禁止 ・混雑時は入場を一時制限 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・令和3年度は4月10日～11月14日開館 ・展示物、展示コーナーの一部のみ開放 ・団体の受け入れ、藻岩浄水場見学は当面休止 | 水)企画課(211-7014) |
| 160 | 西 | 視聴覚センター | 休館 | - | - | 令和3年3月から改修工事のため休館 | 教)学校教育部教育相談担当課(211-2652) ※ORE札幌ビルに一時移転中 |
| 161 | 南 | 北方自然教育園 | 開館 | - | 通常どおり(開園時間は9:30～16:30) ※学習館は9:00～17:00) | ・【各室】定員の50%以内 ・【室内】飲食禁止(水分補給を除く) | 教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802) |
| 162 | 中央 | カナモトホール(札幌市民ホール) | 開館 | 令和3年4月27日～ | 予約済み案件:21時以降の利用中止を要請する 新規予約案件:夜間区分(17時30分以降)の利用禁止とする。 | ・大声での歓声、声援が想定されるものについては定員の50%までに制限 ・飲食を伴う会議室の利用については定員の50%までに制限 | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871) |
| 163 | 中央 | 札幌市天文台 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 夜間公開(20時～22時)を中止とする。 | ・入場制限(1団体ずつ) ・夜間公開(20時～22時)を中止とする。 | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871) |
| 164 | 厚別 | 札幌市青少年科学館 | 開館 | - | 通常どおり(17時まで) | ・混雑時に施設入場制限を実施 ・【プラネタリウム等】定員の50%以内(令和2年6月から実施済み) ・【休憩コーナー等】飲食禁止(水分補給を除く) | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871) |
| 165 | 豊平 | 札幌市月寒公民館 | 開館 | 令和3年4月24日～ | 夜間区分(18時～21時)の利用を中止とする。 | ・【各室】定員の50%以内 ・飲食禁止(水分補給を除く) ・制限により対応困難な事情がある場合、4/19までは、感染防止対策を徹底した上で利用可能な取扱いとする。 | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871) |
| 166 | 西 | 札幌市生涯学習センター | 休館 | - | - | 令和3年3月から改修工事のため休館 | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871) |
| 167 | 南 | 札幌市定山溪自然の村 | 開館 | - | 通常どおり(日帰り利用は17時まで) | ・コテージやテントサイト等の一部利用を制限 ・野外炊事棟の一部利用制限(シンクを半数に間引き) ・コテージ1棟1団体、テントサイト等の間引き | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872) |
| 168 | 南 | 札幌市青少年山の家 | 開館 | - | - | ・定員の50%(200人)以内 ・1日2団体 ・【食堂】定員の50%(160人)以下 | 教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872) |
| 169 | 全区 | 図書館(計47施設) | 開館 | 令和3年4月24日～ | 開館時間の短縮(18時以降休止) ※施設により利用時間が異なります。 | ・施設により利用時間・人数に制限あり ・食べ物禁止 ※図書・情報館は令和3年4月17日から禁止 | 教)中央図書館運営企画課(512-7330) |

札幌市における発症状況（4月22日現在）

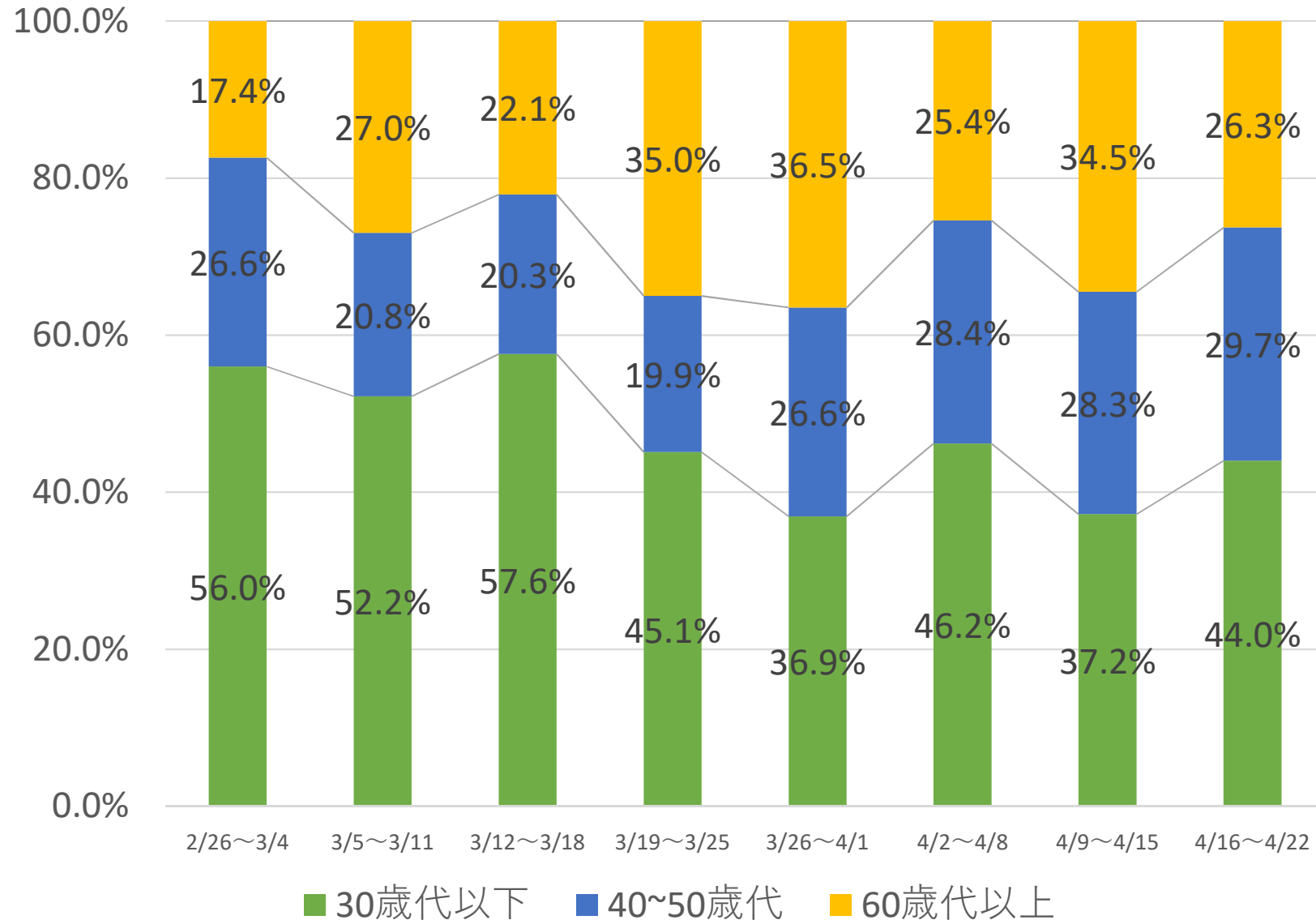


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

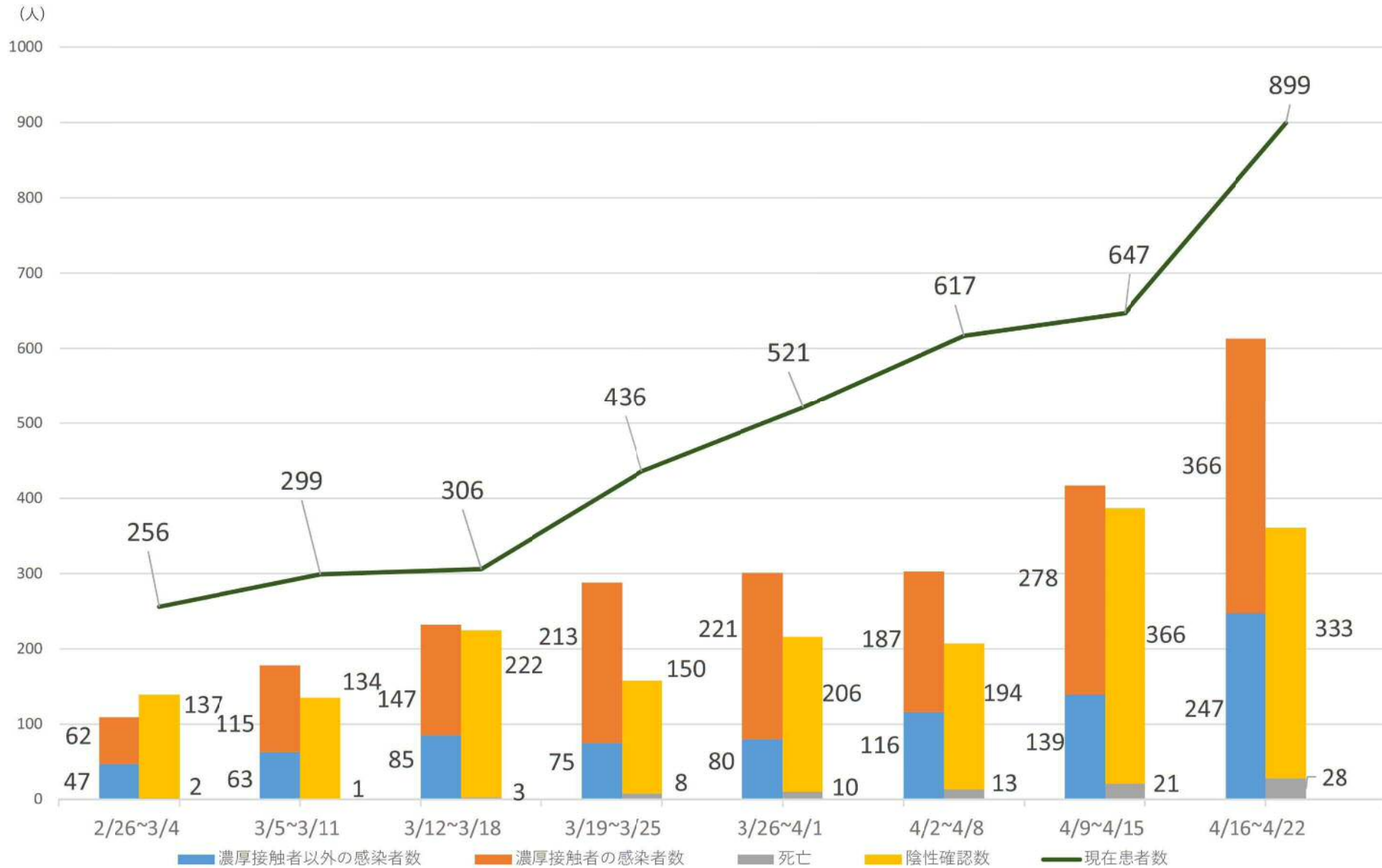
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（4月22日現在）



札幌市における感染者状況（年齢別の割合）（4月22日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

資料5

<4/2~4/8>

| 新規感染者数 | | | | | 新規検査人数 | 陽性率 |
|--------|-----|-------|---------|--------------|--------|-----|
| 303 | 187 | リンクあり | | リンクなし 116 | 8,156 | % |
| | | クラスター | クラスター以外 | | | |
| | | 51 | 136 | 3.7 | | |

<4/9~4/15>

| 新規感染者数 | | | | | 新規検査人数 | 陽性率 |
|--------|-----|-------|---------|--------------|--------|-----|
| 417 | 278 | リンクあり | | リンクなし 139 | 8,078 | % |
| | | クラスター | クラスター以外 | | | |
| | | 119 | 159 | 5.2 | | |

<4/16~4/22>

| 新規感染者数 | | | | | 新規検査人数 | 陽性率 |
|--------|-----|-------|---------|--------------|--------|-----|
| 613 | 366 | リンクあり | | リンクなし 247 | 11,656 | % |
| | | クラスター | クラスター以外 | | | |
| | | 132 | 234 | 5.3 | | |

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

| | 北海道 | | | | | 札幌市 | |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|--------|
| | 4/22現在 | ステージ2 移行の目安 | ステージ3 移行の目安 | ステージ4 移行の目安 | ステージ5 移行の目安 | 4/22現在 | |
| 病床全体 | 集計中 | 150床 | 250床 | 350床 | 900床 | 集計中 | |
| うち重症者用病床 | 25床 | 15床 | 25床 | 35床 | 90床 | 19床 | |
| 療養者数 | 1,127人/増加 | 増加 | 増加 | 796人 | 1327人 | 899人/増加 | |
| PCR検査陽性率 | 3.6%/増加 | 増加 | 増加 | 10% | 10% | 5.3%/増加 | |
| 直近 1 週間 | 新規感染者数 | 766人 | 107人 | 133人 | 796人 | 1327人 | 613人 |
| | 10万人当たりの新規感染者数 | 14.44人 | 2.0人 | 2.5人 | 15人 | 25人 | 31.35人 |
| | 感染経路不明割合 | 40.7% | 50% | 50% | 50% | 50% | 40.3% |